

福岡大学
平成 20 年度 認証評価結果に関する
「改善報告書」

平成 24 年 7 月 27 日

福岡大学 自己点検・評価運営委員会

提言に対する改善報告書

大学名称 福 岡 大 学 (評価申請年度 2008 (平成 20 年) 度)

1. 助言について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	理念・目的
	指摘事項	<p>「建学の精神」やそれに基づく「教育研究の理念」について、その背景や文脈が十分に説明されていない。また、すべての学部・研究科において、各学部・研究科の理念・目的・教育目標が、公開している各種媒体相互の整合性がとれておらず改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>本学の「建学の精神」や「教育研究の理念」は、大学案内の各種パンフレットや大学ホームページ等で広く公開されていた。また、新入生を対象とした共通教育科目「総合系列科目（福岡大学を学ぶ）」（2単位）を通じて、学長をはじめとする複数の教員が福岡大学の理念、目標、歴史、本学で学ぶ意義などについて講義し、その周知に努めていた。しかしながら、学外へ向けて、「建学の精神」や「教育研究の理念」の背景や文脈の説明が不十分であった。</p> <p>各学部・研究科においては、理念・目的・教育目標が、点検・評価報告書、『学修ガイド』、ホームページなどの各種媒体で整合性が取れておらず、一部には公開されていないものもあった。</p>
	評価後の改善状況	<p>「建学の精神」の解釈および制定の生い立ちについては、福岡大学 50 周年史に記述があるが、公式ホームページや大学案内等には記述されていなかった。</p> <p>そこで、「建学の精神」については、福岡大学 第二代 河原由郎学長が、『福岡大学学園通信』第 55 号 1976 年で述べた解釈をもとに、分かりやすい言葉に表現を改めて公式ホームページに掲載した。</p>

		<p>「教育研究の理念」および「理念の概説」については、平成12年3月に教育研究の理念・目標特別委員会が設置され、策定に至っている。</p> <p>大学基準協会からの提言を受け、「教育研究の理念」の背景や文脈を広く学内外に示すために、平成23年4月に教育研究の理念・目標策定特別委員会を設置し、大学が様々な教育改革の流れにある中で、高等教育に係る新たなコンセプトやキーワードを踏まえていなかった「理念の概説」を見直した。</p> <p>新たな「理念の概説」は、本学におけるこれまでの取り組みや新しい時代のキーワードに言及し、ストーリー性を持った内容とすると共に、本学ホームページで公開することを念頭に、高校生にも理解できるよう難解な表現を避け、平易で簡潔なものとした。また、本学ホームページでの公開にあたっては、抽象的な「教育研究の理念」に具体性を持たせ、誰にとっても分かり易く効果的な広報となるよう概説ページのリンク機能を使って、教育研究の理念に即して実施されている各部門の取り組み事例を参照することとした。</p> <p>これにより、「建学の精神」の解釈ならびに「教育研究の理念」の制定の背景や文脈を示し、学内外に周知させることができた。</p> <p>なお、理念の概説は策定から10年を目途に見直しを図ることにしている。</p> <p>学部の教育研究の理念・人材養成の目的については、各学部教授会が教務委員会と連携して策定し、平成20年4月1日付で学則に盛り込んだ。</p> <p>また、研究科の教育研究の理念・人材養成の目的は各研究科通常委員会で見直しを図り、平成19年4月1日から大学院学則に記載した。</p> <p>各学部・研究科では、策定した教育研究の理念・人材養成の目的に基づいて各種媒体間の整合性をとった。今後も各種媒体間の整合性については十分留意していく。</p> <p>以下に各学部、研究科の取り組みを記載する。 (人文学部)</p>
--	--	--

		<p>平成 22 年度から学修ガイドに、学部の理念・目的・教育目標等を明記した。</p> <p>また、ホームページにおける記載内容と『大学案内』におけるそれを統一し、周知における整合性を図った。</p> <p>(法学部)</p> <p>学修ガイドに掲載している記述を基本として、ホームページはじめ各種の媒体における記述において、統一性を持たせるように改善・実施している。</p> <p>(経済学部)</p> <p>各発行部署と連携を取り、整合性がとれるよう改善した。学則、大学案内、学部ホームページにおいて、理念・目的・教育目標が整合的に述べられている。</p> <p>(商学部)</p> <p>平成 19 年度中に学則の改正を行い、平成 20 年度から「人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的」として、学部の理念・目的・教育目標を定め(「学則」第 1 条第 2 項)、各種媒体相互の整合性を保つための改善を行っている。</p> <p>平成 23 年度から、各学科(商学科、経営学科、貿易学科)の「人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的」を定め、(「学則」第 1 条第 2 項)、各種媒体相互の整合性を保つための改善を行っている。</p> <p>(理学部)</p> <p>理学部では、次の方針を確認したのち、改善に取り組んだ。</p> <p><方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学則に明示された「教育の理念」「教育の目的」「教育の目標」と 3 つのポリシーの内容を学部で精査し、「学則」と 3 つのポリシーの内容を整合性のあるものに修正する。 2. 1. を実施後に、理学部および理学部各学科で作成している各媒体では、学則に明示された「教育の理念」「教育の目的」「教育の目標」と 3 つのポリシーに沿った内容を表記するように、各
--	--	---

		<p>媒体更新時に修正する。大学広報課等が中心になって作成される「大学案内」および大学の「ホームページ」の内容についても、同様の対応をするように大学執行部に要請する。</p> <p><改善の状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学部および学科の個別ホームページのトップページに「当学部（学科）が求める学生および教育の方針について」として、「人材養成および教育研究の目的」および「3つのポリシー（アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー）」を、リンクとして表示できるようにした。 2. 理学部ホームページでは、理学部長挨拶の中で学則に沿った「教育の理念」、「教育の目的」、「教育の目標」と3つのポリシーの内容に即して理学部の紹介を行うように改善した。 3. 大学案内にも、教育の理念と3つのポリシーを記載するように改善した。更に学則に明示された「教育の理念」「教育の目的」「教育の目標」と3つのポリシーに沿った内容のPDFファイルを作成し、このファイルを理学部および理学部各学科のホームページに「関連リンク」させ、ホームページ閲覧者が必要に応じて閲覧できるようにした。 4. 理学部と理学部各学科のホームページで頻繁に更新されるような内容を掲載するための詳細ページを別途用意して、閲覧者の利便性を高めた。 5. 大学広報課等が中心になって編集している「大学案内」などにも3つのポリシーの掲載を要請し、掲載されるようになった。ホームページや「大学案内」以外の媒体でも「教育の理念」「教育の目的」「教育の目標」と3つのポリシーと整合性のあるものに修正した。 6. 物理科学科独自で運営しているホームページに学科の教育の特徴や人材育成等を掲載し、あわせて3つのポリシーを閲覧できるようにし
--	--	---

		<p>た。</p> <p>7. 化学科では、ホームページに関するワーキンググループを立ち上げ、更なる改善に努めている。</p> <p>(工学部)</p> <p>大学のFD推進委員会の検討を踏まえ、工学部と各学科の教育理念と3つのポリシーを制定し、整合性に留意して公開した。</p> <p>(医学部)</p> <p>公開している媒体(大学案内、学部ガイド、学修ガイド、教育要項、医学部ホームページ)相互の整合性をとり改善した。</p> <p>(薬学部)</p> <p>平成22年度から、公開している各種媒体相互の整合性をとった。</p> <p>(スポーツ科学部)</p> <p>学部の理念・目標については、大学の学則に記載、表現した。また、「学修ガイド」、ホームページにおいても整合性をとった。</p> <p>(人文科学研究科)</p> <p>指摘事項を改善すべく、研究科および各専攻の理念・目的・目標など明記した文書を作成し、学則に盛り込むとともに、各種媒体の整合性をとった。</p> <p>(法学研究科、経済学研究科)</p> <p>大学基準協会の助言を受けた後、各種媒体の改善をおこなった。改善後の運用は、大学院ホームページから明らかである。また、平成22年6月に教育情報公開について文部科学省より通知が出されており、各種媒体の整合性については、今後も学務委員会等で検討していく。</p> <p>(商学研究科)</p> <p>文部科学省の指導により、平成19年度中に学則の改正を行い、平成20年度から「人材養成目的及びその他教育研究上の目的」として、各研究科の理念・目的・教育目標を研究科ごとに学則上に定め、各種公表媒体相互の整合性を保つための改善を行った。なお、学校教育法施行規則の一部改正に伴う</p>
--	--	---

		<p>文部科学省の指導及び大学基準協会からの助言において、学則上に規定されている各研究科の教育研究上の理念・目的の説明・背景が十分明示されていないとの指摘があったことを受け、更なる改善に着手している。</p> <p>(理学研究科)</p> <p>学則に明示された人材養成目的及びその他教育研究上の目的と 3 つのポリシーの内容を研究科で精査し、学則と 3 つのポリシーの内容を整合性のあるものに修正した。理学研究科および各専攻で作成している各種媒体において、学則に明示された人材養成目的及びその他教育研究上の目的と 3 つのポリシーに沿った内容を表記し、各種媒体相互の整合性をとった。</p> <p>(工学研究科)</p> <p>大学基準協会の助言を受けた後、各種媒体の改善をおこなった。また、平成 22 年 6 月に教育情報公開について文部科学省より通知が出されており、各種媒体の整合性については、今後も学務委員会等で検討していく。</p> <p>(医学研究科)</p> <p>各媒体間の整合性や統一性を図り、不十分な箇所について改善を図った。</p> <p>(薬学研究科)</p> <p>平成 18 年度より 6 年制薬学部を開設したことを受け、平成 22 年 4 月から博士課程前期 (2 年制) を独立専攻型修士課程 (健康薬科学専攻) に改組した。改組に伴う各種媒体 (大学案内、大学院便覧、入試要項、ホームページなど) の書き換えの折、「助言」に従い媒体相互の整合性を図るべく留意した。</p> <p>(スポーツ健康科学研究科)</p> <p>大学基準協会の助言を受けた後、各種媒体の改善を行った。文部科学省より平成 22 年 6 月に教育情報の公表の促進に伴う通知が出され、スポーツ健康科学研究科においても情報公開に関連する項目の学則改正を行った。</p> <p>また、各種媒体の整合性については、他研究科と</p>
--	--	---

	も協議し、統一的に大学院学務委員会で情報公開を含めた各種媒体の整合性を図った。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
・建学の精神	
http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/foundation.html	
・教育研究の理念	
http://www.fukuoka-u.ac.jp/aboutus/philosophy/ideal.html	
・各学部・研究科の教育研究上の目的 (公式ホームページ)	
http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/undergraduate/index.html	
http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/policy/graduate/	
(学則)	
http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/code/pdf/undergraduate.pdf	
(大学院学則)	
http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/code/pdf/graduate.pdf	
(大学案内 28 頁～)	
http://www.fukuoka-u.ac.jp/fukudai2013/_SWF_Window.html	
＜大学基準協会使用欄＞	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容			
2	基準項目	教育内容・方法 (1)教育課程等			
	指摘事項	法学部では、専門科目選択の自由度は高いが、無計画な科目登録や特定の科目に履修が集中するなどの弊害がでており、改善が望まれる。			
	評価当時の状況	学科ごとに設定されるコースにより「コース科目」が設定されているものの、詳細な履修モデルは提示されていなかった。			
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会からの指摘を受け、自己点検・評価運営委員会では、指摘事項に対する改善を法学部に要請した。</p> <p>これを受け法学部では、教授会等で検討を行い以下の改善を行った。</p> <p><改善状況></p> <p>平成 21 年度にカリキュラム改正を行い、当該年度の学修ガイドから、法学部科目については、「専門教育履修モデル」をコースごとに提示した。また、法学部以外の科目についても、副専攻的にモデル化したものとして「関連教育履修モデル」を提示することにより体系的に履修できるよう配慮した。</p> <p>これらにより、将来の就職という目標に向かって、学んでおくことを念頭に履修するように改善した。</p> <p>履修登録の前に行われるガイダンス等で、上記モデルの履修を強く促すことにより、実施の徹底を図っている。</p>			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等				
	資料 1：平成 24 年度学修ガイド（法学部）				
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
3	基準項目	教育内容・方法 (1) 教育課程等
指摘事項	<p>経済学部、スポーツ科学部では、スポーツ推薦、社会人入試などの多様な入試で、学力・修学意欲が一樣でない学生を受け入れながら、導入教育が十分整備されておらず、入学後の具体的な教育支援、カリキュラム上の配慮をする必要がある。</p>	
評価当時の状況	<p>(経済学部)</p> <p>多様な人材の育成と輩出という理念に沿って、様々な入試制度を用意し、受け入れる学生の能力の多様性を確保しつつ、学部において多様なカリキュラムを用意していた。多様な入試制度によって受け入れた学生の能力にバラツキがあることは否めないが、むしろ問題は修学意欲のバラツキにあった。</p> <p>(スポーツ科学部)</p> <p>平成 19 年当時は導入教育の設定をしていなかった。</p>	
評価後の改善状況	<p>(経済学部)</p> <p>スポーツ推薦においても、一定レベル以上の学生を学部を受け入れており、専門科目において特別な教育支援、カリキュラム上の配慮をする必要度は低い。</p> <p>社会人入試においては、夜間開講等の必要性はあるが、その体制を整えるに至っていない。入学者が増加した際に、検討を開始する。</p> <p>推薦入試合格者に対して、入学前教育として英語、数学、国語のレポート課題を与えている。平成 24 年度は、合格者 245 人中 221 人がレポートを提出した。</p> <p>(スポーツ科学部)</p> <p>平成 20 年度より、推薦入試、AO 入試合格者に対し、入学前教育を実施している。</p> <p>また、入学後の大学生活全般、勉学、就職対策などの充実を図っていくための試みとして、平成 21 年度入学生から 1 年次にはフレッシュマンセミナー (1 年間必修)、2 年次にはステップアップセミナー</p>	

		<p>ー（1年間必修）を設定したカリキュラム改正を行ない実施している。</p> <p>さらに、入学時の国語能力試験結果に基づき、成績が低い学生に対し、国語力アップ（Jup）の勉強会を年に10～12回行なっている。</p> <p>平成23年度からは、導入教育として「フレッシュマンセミナーⅠ」において平成22年度の内容の多くを継続し、また前期から文章力向上プログラムに一部変更して進めた。また、平成22年度後期からスタートした2年次対象の「ステップアップセミナー」も、早期に就職を意識したキャリア教育として学生の意識付けになっている。</p> <p>平成24年度から、入学前教育として従来からのスポーツ専門講座とともに「ベーシック国語」と題したテキストおよびDVD資料により国語力アップも同時に行う講座を取り入れた。</p> <p>導入教育については「フレッシュマンセミナー」の中で昨年から行っている文章力向上プログラム（国語専門の教員による個々の学生の文章指導と添削）により指摘された文章課題を1年次の各担任教員により結果報告とさらなる指導を徹底して行っている。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>（経済学部）</p> <p>資料2：推薦入学合格者の皆さんへ（入学手続き書類）</p> <p>（スポーツ科学部）</p> <p>資料3：平成23年度・平成24年度・フレッシュマンセミナー計画書</p> <p>平成24年度フレッシュマンセミナー・日本語力向上プログラム概要</p> <p>平成24年度ステップアップセミナー計画書</p> <p>平成24年度入学生に対する入学前教育教材資料</p>					
<p><大学基準協会使用欄></p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

No.	種 別	内 容
4	基準項目	教育内容・方法 (1)教育課程等
	指摘事項	経済学部では、選択したコースとは無関係に演習科目を履修することが制度上可能であるが、卒業要件の関係から、受講科目を自由に選択できない問題が生じており、十分に機能していない。
	評価当時の状況	経済学科では、2年次に所属したコースを、3年次に進級する段階で変更することが認められておらず、このことも学生の勉学に対する意欲を減退させる一因となり、学習効果の低下を招く原因にもなっており、コース制の抜本的改革を検討する。【自己点検・評価報告書 P278】
	評価後の改善状況	経済学部では、本指摘事項に対する改善策を以下のとおり決定し、平成22年度からこれを実施した。詳細は以下のとおりである。 経済学科において、3年次の演習を担当する教員のコースに自由に変更することを許可した。 コースにて修得が必要な単位数は32単位であり、4年間の履修登録可能単位数総数172単位のうち、専門科目の履修可能単位数124単位内まで自由に選択できる。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	資料4：FUポータル掲載内容及び学生向け揭示物	
	<大学基準協会使用欄>	
検討所見		
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

No.	種 別	内 容
5	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	すべての学部において、授業改善のための学生アンケート調査結果の活用が教員の自主性に任せ、授業改善へ向けた組織的な点検が十分に行われていない。また、学生への公開が行われていない学部があるなど、実施が十分ではなく、改善が望まれる。
	評価当時の状況	授業アンケート実施、結果の活用、公開について、学部学科により温度差があった。全ての専門教育科目で授業アンケートを実施して、集計結果を教授会で報告し、学生にも公表する学科がある一方で、アンケート実施の徹底自体が不十分な学部、授業の活用を教員の自主性に任せ、学部教授会やFD委員会等での組織的な検討が不十分な学部、組織的な検討はしているものの、学生への公開がなされていない学部があった。
	評価後の改善状況	<p>全学のFD推進委員会では、授業アンケートを授業改善に繋げるため、平成22年1月に各学部、共通教育センター、言語教育研究センター、教職課程教育センターに対し、授業アンケートの実施状況を調査した。</p> <p>平成22年4月のFD推進委員会では、実施状況調査の結果に基づき、各学部、センターに対し、授業アンケート結果の組織的な点検の体制の確立と、授業アンケートの結果の公開を前提とした、公開の範囲・内容・方法の検討を要請した。</p> <p>つづいてFD推進委員会では、授業アンケート実施に関わるプライバシーポリシーの見直しを行い、「福岡大学 授業アンケート実施・活用方針」、「福岡大学 授業アンケート実施に係る遵守事項」を策定した。</p> <p>各学部・センターでは上記の実施・活用方針及び遵守事項を踏まえて、公開の範囲・内容・方法を決定した。</p> <p>平成24年1月のFD推進委員会で、各学部・センター等の授業アンケート実施に係る最新の状況を</p>

		<p>把握するため状況調査を行った。</p> <p>上記のとおり、本学では授業アンケートの活用と公開に向け全学を挙げて改善に取り組んできた。</p> <p>さらに、平成 24 年 4 月に本学の教育力の強化と組織的な教育改善活動の推進及び支援を行う全学横断的な組織として、教育開発支援機構を設置した。今後も各学部・センターと教育開発支援機構が連携し、授業アンケートの活用を含めた教育改善を推進していく。</p> <p>以下に各学部の取り組みを記載する。</p> <p>(人文学部)</p> <p>平成 23 年 4 月より、独立した FD 委員会の活動を開始した。</p> <p>平成 23 年度は、人文学部の FD 委員会における授業アンケート結果の活用および公開についての議論を踏まえ、前期・後期に実施した授業アンケートの学部および学科毎の集計結果を、教員(専任・非常勤)および学生を対象として Web(福岡大学 FU ポータル)上に公開するとともに、教員に対しては活用を促した。</p> <p>平成 24 年度は、引き続き FD 委員会において議論を深め、授業アンケート結果の活用および公開を前進させる予定である。</p> <p>(法学部)</p> <p>授業アンケートの実施後、より詳細な意見を集約するため学生に対するヒアリングを行い、その結果も踏まえて、FD 委員会において授業改善等へのいくつかの指針・方向性を示し、それを教授会に報告して議論を進め、基本方針を確認した。</p> <p>集計結果の学生への公開については、平成 22 年度から、法学部ホームページにおいて公開した。なお、この情報公開は学生向けのものであるが、特にアクセス制限を行っていないので、学外からも閲覧可能となっている。</p> <p>平成 23 年度は調査項目をより教育内容の効果を確かめるものとするため若干の修正を行った関係上、公開されている情報に若干の修正がみられた。</p>
--	--	--

	<p>また、他学部の事例も参考にして、内容の精査と経費の削減も意図してアンケート項目・方法の再検討を行った。</p> <p>現在、教育内容・手法と教育成果との関係性を探るため、FD 委員会において集計結果を分析し、教授会に報告、協議している。</p> <p>(経済学部)</p> <p>平成 23 年度において、授業アンケートの実施に関して学部全体として、各教員が最低 1 つの授業においてアンケートを実施することを合意した。その結果、アンケートの実施者数は、平成 22 年度は 7 人 (21%) であったものが、平成 23 年度は、27 人 (90%) となり (在外研究中の者と退職予定者を除く)、大幅に改善した。またその集計結果は、学部のホームページで学内向けに公表することが教授会で了承された。</p> <p>また、平成 23 年度は、卒業生アンケートを実施し、学部教育全般に関して学生が卒業時点でどの程度満足しているかを調査した。これは、卒業式の後に卒業証書を受け取るまでの間に実施され、卒業生 743 人中 700 人 (94%) から回答が得られた。このデータは、匿名性を留意して Excel file として CD-ROM に保存し、学部事務室の管理のもとで学部の教員の誰もが利用できるようにした。一次集計の結果は、学部教授会で配布され、学部の FD 委員会においても議論を行った。</p> <p>(商学部)</p> <p>平成 22 年度、授業改善のための学生アンケート調査における調査項目の見直しを行った。アンケート結果の分析については、教授会で検討し、各教員が活用できるようにしている。平成 22 年はまず学部教員間で公開し、組織的な教育方法の改善を図ることにした。</p> <p>平成 23 年度は前年度に見直しを行った授業改善のための学生アンケート調査 (授業アンケート) を前期・後期の 2 回実施し、調査結果の分析については、引き続き教授会で検討し、各教員が活用するよ</p>
--	--

		<p>うにした。平成 23 年度も学部教員間で公開し、組織的な教育方法の改善を図った。</p> <p>上記の改善に加え、平成 24 年度より専任教員担当授業のアンケートの結果を FU ポータルにて学生に公開する。</p> <p>(理学部)</p> <p>理学部では授業アンケートの改善にあたり以下の基本方針を定めた上で改善に取り組んだ。</p> <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理学部の専門教育に関する授業アンケート調査においては、平成 22 年度から、授業アンケート調査のプライバシーポリシーに抵触しない範囲で、調査結果を学生の年台別にまとめた資料を作成し、理学部教員全員に配布し、同時に学生向けに掲示して公表する。 2. 共通教育の授業アンケート調査の扱いについては、共通教育センターで検討しているので、理学部では独自対応は控える。 <p><改善状況></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度から、前期および後期の授業アンケート調査の結果について、それらを学部単位でまとめた上で、学生の年台別に集計し直し、その結果を A0 判ポスターに拡大印刷して、理学部学生用掲示板等に張り出し、学生向けに公表するようにした。ただし、過年度生は対象人数が少なくプライバシーポリシーに抵触する恐れがあるため、4 年次以降としてまとめて集計した。 2. 教授会構成員には、アンケート調査の集計結果の電子ファイルをメール送付して、教員個別の授業アンケート結果と比較・分析するように要請するようにした。非常勤講師にも縮小印刷した集計結果を配布し、同様の検討を依頼した。 3. 学科によっては、前期および後期に実施した授業アンケートの分析と総括のための検討会を開催し、次年度に向けて専門教育における問題点洗い出しと教員個人の改善取り組みを図るため
--	--	---

		<p>の議論を行っている。たとえば、物理科学科では、各自が授業アンケートのみならず、授業時間の学生の受講態度と成績などを総合的に検討し、自主的に改善に役立っている。それらをカリキュラム見直しなどに役立っている。</p> <p>(工学部)</p> <p>工学部の一部の学科では JABEE 対応として学生アンケート調査結果の活用を既に行っていた。</p> <p>平成 20 年に新たに 3 学科 4 コースが JABEE を受審し、認定された。JABEE 認定の 4 学科 5 コースについては、工学部に設置した JABEE 委員会で組織的に検討し、学生にコメントをつけて公開し、改善に繋げている。</p> <p>工学部全体のアンケート調査結果の活用は、「工学部教育点検・改善委員会」を組織して取り組むこととした。なお、工学部全体で平均化した授業アンケート集計結果は、一部を公表していたが、平成 23 年度前期より、工学部の全教員が原則公開した。また、2 年に 1 度の割合で工学部・工学研究科報を発行しており、その中で教育・研究の改善に関する事項を記載している。</p> <p>平成 24 年度から学部内に授業改善へ向けた組織的な点検を行うための教育点検・改善委員会を設置した。</p> <p>(医学部)</p> <p>医学科は全ての専門教育科目で統一的に実施しており、授業改善に向けた組織的な取り組みをしている。学生へは毎年学年末に学生掲示板で公表している。</p> <p>看護学科は完成年度（平成 22 年度）までは公開せず、各担当者が授業改善に取り組んだ。授業アンケートの内容・方法を学科の特殊性を踏まえて修正し、公開に向けて検討した。看護学科の特殊性とは、教育内容は専門性が高く、学習する知識体系は汎用性があり、特に技術教育は学内での演習を行うため、グループワークが多く、科目担当教員のみが関わるのではなく、領域教員（例：老年看護学教員全</p>
--	--	---

	<p>員) 全員が関わるため、個々の教員に焦点を当てた「授業アンケート」がしにくいという点である。</p> <p>その後、平成 24 年度から公開することとし、その方法を FD 委員会で検討した。</p> <p>本年度から「授業アンケート」結果を公開することを決定し、教員への周知を図っている。</p> <p>(薬学部)</p> <p>学生に対して平成 22 年度前期の授業アンケートの結果から公開することに決定した。</p> <p>平成 22 年度開講科目から、授業アンケートに寄せられた意見とそれに対する担当教員の解釈、さらに今後の対応をポータル上で学生に公開した。</p> <p>(スポーツ科学部)</p> <p>アンケート結果については、まず学部教員間で公開することを平成 22 年 7 月 7 日の教授会で決議し、学部事務室にて閲覧できるようにした。また結果の活用については、全教員に対し、同年前期までに授業改善に取り組んだこと、さらに後期に向けての取り組みを 9 月中に学部長宛書面にて報告することを義務づけた。</p> <p>また、この報告書に教員各自の「改善効果の検証方法についての考え」を記載させ後期に自主的に検証するようにした。報告書では積極的な改善姿勢が窺われた。目標設定、活動、実施方法など具体的な改善内容が多く見られたが、初めての実施のため理解、解釈が十分でないものも散見された。学生へのアンケート結果公開は具体的な方法、公表すべき項目を引き続き検討した。</p> <p>平成 23 年度は前後期とも授業アンケートを実施し、アンケート結果に基づく教員個別の授業改善報告書の提出を求めた。改善した点、今後改善する点を教員全員で共有するための報告書を FD・SD 委員会でまとめて、前期は平成 23 年 12 月 16 日、後期は平成 24 年 5 月 9 日の教授会に提出した。</p> <p>ほとんどの教員が何らかの教材や授業展開の改善を実施していた。事前、事後学習をはじめ課題解決型学習方法の改善と展開が今後の課題である。</p>
--	---

	アンケート結果の学生への公表は平成 24 年 3 月 1 日の教授会で審議し了承され、学部専門講義、実技別の平均値を学部のホームページと掲示板に掲載した。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 5：授業（評価）アンケート実施状況	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容
6	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	すべての学部において、シラバスに精粗があり、改善が望まれる。
	評価当時の状況	当時のシラバスは統一した書式（授業の概要、評価法、履修上の注意事項、授業計画等）で作成されていたものの、教員によっては内容に精粗があり、点検も不十分であった。
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会の指摘を受け、教務委員会では担当者間で精粗があったシラバス記載内容の改善を図るため、シラバス作成に係るガイドラインの検討を行った。その結果、シラバスに記載する項目およびその記載方法について、「シラバス（授業計画書）作成のためのガイドライン」を作成し、本学で開講されるすべての授業の担当者に配付した。また、シラバスの内容については、当該学部または各センターでガイドラインに沿っているか否かの確認を行うこととした。</p> <p>平成22年6月、学校教育法施行規則等の改正がなされ、授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業計画に関する教育情報を公表することが義務化されたことを受け、平成23年度からシラバスをWeb上で学内外に公表した。</p> <p>今後も適宜ガイドラインの見直しを行い、シラバスの充実を図っていく。</p> <p>以下に各学部の取り組みを記載する。</p> <p>（人文学部）</p> <p>平成23年度から、全学統一の「シラバス（授業計画書）作成のためのガイドライン」に沿った内容になっているか人文学部の学科毎に点検を行い、沿っていない場合は修正の上、Web上で学内外に公開している。</p> <p>（法学部）</p> <p>平成23年度シラバス依頼時（平成22年12月）に、分量に関する学部のガイドラインを提示し、改善した。そのために、平成23年度シラバスからガイドラ</p>

		<p>インに沿ったシラバスの記載となっている。</p> <p>平成 24 年度もシラバス依頼時（平成 23 年 12 月）に、分量に関する学部のガイドラインを提示し、昨年と同様な改善されたシラバスの記載となっている。</p> <p>（経済学部）</p> <p>経済学部では全学統一の「シラバス（授業計画書）作成のためのガイドライン」に沿ってシラバス記載内容の改善を図った。</p> <p>（商学部）</p> <p>シラバスについては、学生が科目選択をする際の不可欠な資料とすべく、科目名、期別、単位数、担当者のほか授業概要、評価の方法、テキスト・参考書および期間の授業回数に応じた授業計画を明瞭に記載するよう学部全体で取り組んだ。</p> <p>特に評価等に当たってはシラバスの項目をきちんと反映させるようにした。</p> <p>また、教務委員および学科主任がシラバスの表記内容について事前に関覧を行っている。</p> <p>（理学部）</p> <p>理学部ではシラバスを改善するにあたり、次のとおり基本方針を定め、教務委員会と連携を図りながら改善を進めた。</p> <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各教員は、平成 23 年度向けのシラバス執筆時から次のように対応する。あまり極端に短い「概要」や具体性の乏しい「授業計画」の表現は改善し、シラバス作成時に配布される「記入上の注意（ガイドライン）」に沿って執筆する。 <p><改善状況></p> <p>【H23. 5. 1 まで】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全学組織である教務委員会において、「シラバスの記入上の注意（ガイドライン）」の全面的な改訂を行った。 2. この新たなガイドラインに基づいて、理学部全教員がシラバスを改定し、それらを各学科の教務連絡員がチェック・添削して、ガイドライン
--	--	--

		<p>に則っていないものは書き直しを要請した。その結果、極端に短い「概要」や具体性の乏しい「授業計画」の表現等は大幅に改善され、充実したシラバスとなった。</p> <p>【現在まで】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理学部の全教員、全非常勤講師に、平成 24 年度シラバス執筆前に「記入上の注意（ガイドライン）」を配布し、その記述内容の充実と改善を依頼した。 2. 教務委員会で作成した「シラバス記入上の注意（ガイドライン）」を一部改定し、「事前・事後学習（予習・復習）」について具体的な記述を加えることを必須とした。 3. 教務委員、各学科教務連絡委員が、各教員の一次原稿についてガイドラインに沿った記述がされているかを点検し、再度教員個人がその指摘内容を検討・改善した。その結果シラバスの記述内容はさらに充実した。 <p>（工学部）</p> <p>全学的な FD 推進委員会と工学部の教育に関する会議を通して、学生が科目の目的、評価の方法、テキストなど分かり易ようにシラバスのフォーマットの内容を検討した。工学部の教員は、統一したシラバスのフォーマットで記載を行った。</p> <p>また、講義内容の理解向上のために、シラバスに事前・事後（予習復習）の記述欄を設けた。</p> <p>（医学部）</p> <p>共通教育のシラバスは他学部に合わせて全学的に改善していくしかないが、医学科の専門教育のシラバスは医学科独自のフォームで作成し、また科目ごとに統一した記載項目を設け、これに沿って記載している。</p> <p>看護学科は平成 23 年度のシラバスについて、基準を設け、ワーキンググループで記載内容が基準に沿っているか点検を行い、基準に沿っていない記載は修正した。また、平成 24 年度版シラバスには事前・事後学習内容を原則として記載した。</p>
--	--	---

	<p>(薬学部)</p> <p>平成 22 年度シラバスにおいて、14 回分の授業計画や到達目標の記載の徹底などをおこなった。また、各科目と薬学教育モデルコアカリキュラムの対応表を作成して掲載しており、学生が安心して教育を受けられるようになっている。</p> <p>「評価基準および方法」について、教員によって差がみられるという問題については、平成 22 年度前期の評価から、評価とは別に評価の根拠となる「項目別配点表」を全教員が作成しており、平成 23 年度のシラバスからは、すべての教員が「項目別配点表」の根拠となる「評価基準および方法」を具体的にシラバスに記載している。また、平成 23 年度より授業を各期 15 回実施することになり、授業計画も 15 回分を記載している。</p> <p>さらに「事前・事後学習」の項目を設け、必要な予習と復習の内容について記載した。</p> <p>(スポーツ科学部)</p> <p>全学的な改善に取り組み、「シラバス (授業計画書) 作成のためのガイドライン」のような詳細な留意事項による指示となった。とりわけ、事前事後指導の内容を項目として設け、記載することを強調した。また本学部では、学部 FD 委員 4 名で全シラバスチェックを行い、一部書き直しをお願いし、全体的な統一を図った。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料 6 : シラバス (授業計画書) 作成のためのガイドライン</p> <p>・「Web シラバス」(福岡大学ホームページ)</p> <p>http://acex.jsysneo.fukuoka-u.ac.jp/kyogaku/syllabus/syllabus/public_html/index.php</p>	
<p><大学基準協会使用欄></p>	
<p>検討所見</p>	
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1 2 3 4 5</p>

No.	種 別	内 容
7	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	法学・経済学・商学の各学部では、大規模授業が存在しており、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>(法学部)</p> <p>一部に 500 人以上となる授業クラスが見られた。</p> <p>(経済学部)</p> <p>登録者数が 400 人を超える大講義は、平成 19 年度は 13 を数える。そのうち、登録者数 700 人を超える大講義は 3 つ存在した。</p> <p>(商学部)</p> <p>平成 19 年度は 500 人を超える授業が 10 科目、300～499 人の授業が 36 科目と大規模授業が少なからず存在していた。</p>
	評価後の改善状況	<p>大規模授業については、毎年教務委員会で、授業登録者数のデータを示し、特に 400 人を超える授業に対しては、各学部に改善を求めている。これに対し各学部では、履修登録制限や授業分割などの措置を講じた結果、大規模授業が減少し、改善が進んでいる。今後も各学部に大規模授業の解消・防止に向けた努力を行う。</p> <p>以下に各学部の取り組みを記載する。</p> <p>(法学部)</p> <p>大規模授業については、法学部の申し合わせに従い 2 年連続で一定数を超えた場合には、3 年目は分割することにした。平成 22 年度からはこの申し合わせに従い、分割することで大規模授業を減らした。また履修モデルの提示により、無理な登録をしなくなった。なお他学部学生が多数履修することで大規模授業となる可能性のある授業についても、上記の申し合わせを適用し、大規模授業を減らした。</p> <p>(経済学部)</p> <p>平成 22 年度は、400 人以上 10 講義、700 人以上は 2 講義となった。平成 23 年度からは、これらの科目に他学部生の受講を制限することとした。</p> <p>平成 23 年度は、400 人以上の講義は 6 科目、700</p>

		<p>人以上の科目はなくなっている。平成 23 年度から登録人数の多い科目については他学部生の受講を制限する予定であったが、他学部のカリキュラム改正が行われなかった。他学部からの受講生数で 400 人を超えている科目が多い状態であったため、他学部の協力を得て更なる改善に努めることとした。</p> <p>平成 24 年度は、400 人以上の講義は 5 科目と減少した。ただし、1 科目が 907 人となっている。この科目は法学部へも開講しているために来年度は学部ごとに異なる教室で開講することとした。また、学部の FD 委員会において、多人数講義を作らないために次年度から受講生数を 300～400 人程度に制限することを検討中である。</p> <p>(商学部)</p> <p>平成 22 年度は、教育効果を考慮し、受講制限をするなど、大規模授業を極力減らすようにした。その結果、500 人を超える授業が 2 科目、300～499 人の授業が 28 科目となり、大規模授業が減少している。</p> <p>平成 23 年度も、教育効果を考慮し、受講制限をするなど、大規模授業を極力減らすようにしている。その結果、500 人を超える授業は 0 で、300～499 人の授業が 24 科目となり、大規模授業が減少している。</p> <p>平成 24 年度も引き続き改善が進み、500 人を超える授業は 0 で、300～499 人の授業が 19 科目となっている。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>(法学部)</p> <p>資料 7：教授会での申し合わせ（平成 20 年 4 月 22 日開催教授会議事録）</p> <p>平成 24 年度担当者別授業科目一覧表</p> <p>平成 24 年度学修ガイド</p> <p>(経済学部)</p> <p>資料 8：平成 24 年度 登録者数 400 人以上授業科目一覧（専門教育科目）</p> <p>(商学部)</p> <p>資料 9：平成 24 年度商学部担当講義科目一覧</p>		

	＜大学基準協会使用欄＞					
	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
8	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	<p>経済学部、理学部では、オフィスアワーの時間帯に研究室にすることが義務づけられておらず、実効性がなく、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>(経済学部)</p> <p>オフィスアワーが実施されているが、その時間帯に教員が研究室に必ずいることが義務づけられているわけではなく、履修指導の仕組みとして十分に機能しているとはいえない【自己点検・評価報告書 P285】。</p> <p>(理学部)</p> <p>オフィスアワーの制度は確立しているが、理学部の教員の多くは、オフィスアワーを指定することなく随時に学生の訪問を受け入れている【自己点検・評価報告書 P364】。この対応は指定したオフィスアワーにだけ学生の相談を受けるのではなく、学生がもっと自由に相談できることを意図して行っているため、実効性がないとの指摘にはあたらない。学生に対する履修指導は適切になされている。</p>
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会からの指摘を受け、自己点検・評価運営委員会では経済学部及び理学部に対し改善を行うよう要請した。これを受け両学部では教授会等で検討し、オフィスアワー時間帯の研究室在室、メール等の活用による事前予約などの改善を行い、今後も改善に努めていくこととした。</p> <p>(経済学部)</p> <p>教授会において、オフィスアワーの時間帯に研究室にいるように指示した。多くの教員がメールアドレスを掲載し、事前連絡にも対応している。</p> <p>(理学部)</p> <p>理学部では、次の基本方針を定めたうえで、オフィスアワーの改善を行った。</p> <p><基本方針></p> <p>1. 各教員が在室可能な時間にオフィスアワーを設定し、できるだけその時間は在室するように</p>

		<p>心がける。これまでと同様に、オフィスアワー以外の時間でも、授業や研究に不都合がない範囲において、学生の訪問に随時対応する。</p> <p>2. 上記を「学修ガイド」に掲載し周知する。</p> <p><改善状況></p> <p>1. すべての学科の各教員が在室可能な具体的な時間をオフィスアワーとして設定した。設定した時間には、授業・会議・出張等以外はできるだけ在室するように心がけている。</p> <p>2. これまでと同様に、明示したオフィスアワー以外の時間でも、事前のメール予約などを条件として、学生の訪問に随時対応できるようにしている。</p> <p>3. 平成 23 年度学修ガイド（理学部）のオフィスアワー欄に上記を掲載し、学生に周知している。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 10：平成 24 年度学修ガイド</p>					
<p><大学基準協会使用欄></p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評価</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

No.	種 別	内 容
9	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	商学部では、成績の不振な学生の多くが基礎ゼミナール、専門ゼミナール、論文ゼミナールなどを選択せず、個別指導を受ける機会が少ないので、履修指導上の対応策を講じる必要がある。
	評価当時の状況	成績の不振な学生の多くが基礎ゼミナール、専門ゼミナール、論文ゼミナールなどを選択しない傾向があった。
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会からの指摘を受け、自己点検・評価運営委員会では商学部に対し、計画的な改善を行うよう要請した。これを受け商学部では教授会で検討し、より多くの学生がゼミナールを選択するよう以下のとおり履修指導上の改善を行った。今後もこの改善策を継続していく。</p> <p><改善状況></p> <p>ゼミナール説明会で教務委員が学生に対してゼミナールの意義や良さをなるべく分かりやすく説明するようにしている。また、2年専門ゼミナールに入れない学生については、一定の枠ではあるが、「ゼミナール定員」に余裕がある場合には可能な限り、学生を受け入れるので申し込むよう指導している。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	資料 11：商学部教授会議事録（平成 23 年 12 月 14 日開催）	
	<大学基準協会使用欄>	
検討所見		
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

No.	種 別	内 容			
10	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等			
	指摘事項	商学部第二部において、卒業判定時の卒業予定者に対する合格者の割合が 60.2%と低く、留年率も 32.4%と高いので、改善が望まれる。			
	評価当時の状況	指摘のとおり、平成 19 年度の卒業判定時の卒業予定者に対する合格者の割合は低く、留年率も高かった。			
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会からの指摘を受け、商学部教授会では成績不良者の減少に向け、商学部第二部の修学指導の一層の充実を図ることとした。さらに、入学者のレベル向上のため、入学定員についても見直しを図るなど改善に向けた努力を続けている。取り組みの詳細は以下のとおりであるが、今後も修学指導の充実に向けた努力をしていく。</p> <p><改善状況></p> <p>商学部第二部では、1 日当たり夜間 2 限で、月曜日から土曜日まで週 6 日間授業を行っているが、正規社員としてではなく、長期アルバイトで昼間働いているものもおり、単位修得が思いどおりにならない学生も少なくなく、また昼間部に入れなくてやむをえず、第二部に入学した学生もいないわけではない。そこで、第二部では、担当教員が修学指導で特にきめ細かい指導・相談に当たっている。また、商学部事務室でも日常的にきめ細かく学生の相談に乗っている。しかし、平成 23 年度の卒業判定時の卒業予定者に対する合格者の割合が 60.1%と低く、改善が見られていない。このような状況に鑑み、入学する学生の学力レベル向上のために平成 24 年度より入学定員を 35 名減らし 165 名とした。</p>			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等				
<p>・平成 24 年度入学定員</p> <p>http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/number/pdf/undergraduatel.pdf</p>					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
11	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	履修登録できる単位数の上限が、理学部では4学科中3学科の1～3年次学生に対して55単位未満、工学部では57単位未満、薬学部では1・2年次学生に56単位未満、医学部看護学科では1年次56単位未満、2年次52単位未満と高くなっており、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>(理学部)</p> <p>学科により、また、学年により異なるが、40～54単位を年間の科目登録の上限に設定していた。</p> <p>(工学部)</p> <p>工学部全学科の年間登録単位の上限は 56 単位であった。</p> <p>(薬学部)</p> <p>履修登録できる単位数の上限が、1・2 年次学生については、55 単位となっていた。</p> <p>(医学部看護学科)</p> <p>看護学科では、平成 19 年度入学生の登録単位数について、50 単位未満の学生は 8 人／109 人で、確かに高い傾向にあった。</p>
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会からの指摘を受け、自己点検・評価運営委員会では、当該学部に対して改善を要請した。これを受け当該学部教授会では年間登録単位の上限について検討を行った。</p> <p>その検討結果及び改善状況は以下のとおりである。</p> <p>(理学部)</p> <p>1. 物理科学科では、登録単位数上限はカリキュラムと一体的に検討する必要があると考え、選択科目の見直しを中心に、カリキュラムの改正について継続的に検討してきた。これまでに、選択科目の履修状況の変化、教員免許状取得状況の推移などの調査を行い、現行カリキュラムの改善点の洗い出し、改正の方向性について議論してきた。登録単位数上限の変更も念頭に、カ</p>

		<p>リキュラム改正に向けて検討を続けている。</p> <p>2. 化学科では、1～3 年次の履修登録単位数上限を現行の 54 単位から減らす方向で、全面的にカリキュラムの見直しと改正を検討中である。</p> <p>3. 地球圏科学科では、平成 24 年度 3 年次進級対象者について修得単位数と平均点の関係をみると、両者の間には強い正の相関関係が認められ、取得単位数の多い学生ほど全修得科目の平均点も高い傾向があるのがわかる。このデータからは、現行の登録上限単位数が学生の学習時間確保を困難にしている様子はないことが伺える。加えてこのデータは、上限の引き下げが学生のモチベーションという観点ではむしろマイナスの効果をもたらす可能性のあることも示唆している。このような結果に基づき、本学科では履修登録単位数上限数の変更は必要ないと考えている。</p> <p>(工学部)</p> <p>工学部全学科の年間登録単位数の上限を、第 1 段階として 56 単位から 50 単位へ削減した。この規程改正は平成 22 年度入学生からの適用とし、合わせて卒業総単位数を 138 単位以上から 130 単位以上に削減した。</p> <p>(薬学部)</p> <p>カリキュラムの再構築は、文部科学省等が実施する 6 年制薬学教育の検証結果、最初の卒業生の国家試験合格状況等を踏まえて行う必要があった。</p> <p>6 年制の完成に伴い、学部内でカリキュラムの見直しを検討した。平成 25 年度より、履修上限単位数の見直しを含め、科目の再編等を行う予定である。</p> <p>(医学部看護学科)</p> <p>平成 19 年度の入学生については、2 年次への進級関門の設定はなかったが、平成 21 年度に平成 22 年度入学生から 2 年次への進級関門 (39 単位) を設ける学科履修規程の改正を行った。それらの状況を見て平成 23 年度入学生から、履修登録できる単</p>
--	--	--

	<p>位数の上限を1年次、2年次各48単位とする学科履修規程の改正を行った。平成23年度以降の入学生に履修指導を行い、全員48単位以下の単位登録を行っている。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料12：平成24年度学修ガイド（工学部）</p> <p>資料13：学科履修規程 第5条第8項、第6条の4第2項（医学部看護学科）</p> <p>平成24年度学修ガイド（医学部看護学科）</p>	
<p><大学基準協会使用欄></p>	
<p>検討所見</p>	
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1 2 3 4 5</p>

No.	種 別	内 容
12	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	すべての研究科（法曹実務研究科（法科大学院）を除く）において、授業計画の記載欄は設けられているもののシラバス全体に精粗があり改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>当時のシラバスには、大学院設置基準の一部改正に伴い、成績評価基準等の明示が必要であったため、授業及び研究指導の方法及び内容を明示する「概要」と、成績評価基準を明示する「評価の方法」の二項目を必須項目としていた。</p> <p>担当教員によっては極端に短い「概説」や具体性のない「授業計画」があったり、授業計画が明示されていないなど、全体に精粗があった。</p>
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会の指摘を受け、大学院学務委員会が大学院の様式として統一化された『シラバス様式見本』を提示し、その書式に則ってシラバスの作成を行うことに改めた。その結果、全ての研究科で統一されたシラバスとなり、記載内容のチェック体制も整備され、シラバスの精粗の改善が図られた。なお、シラバスは平成 19 年度より電子媒体上で公開している。今後も各研究科のシラバスの充実を図っていく。</p> <p>以下に各研究科の取り組みを記載する。</p> <p>（人文科学研究科）</p> <p>文部科学省等のシラバス作成に伴う指導事項を踏まえ、シラバス様式内容を変更し、受講生に進度を分かりやすく明示するなどの改善を実施した。電子媒体でも公開し、授業内容をより詳細に明記した。</p> <p>（法学研究科）</p> <p>大学基準協会から指摘を受けた後は、大学院シラバスも新たに記載事項を追加し、平成 20 年度より電子媒体上で授業計画を明示するなど改善を行った。</p> <p>平成 23 年度は、前年度よりも、より一層詳細で、</p>

		<p>受講生に、毎回の進度がわかるシラバスを電子媒体上で公開する、という改善を実施した。</p> <p>平成 24 年度も昨年度同様、受講生に、毎回の進度がわかるシラバスを電子媒体で公開している。加えて法学研究科学務委員が、全ての担当教員のシラバスを点検し、不十分なシラバスについては、補充・加筆を依頼し、シラバスの充実を期した。</p> <p>(経済学研究科)</p> <p>平成 22 年度は平成 24 年度に向けカリキュラムの大幅な改正を実施する計画であり、それに合わせてシラバスの改善も検討した。</p> <p>平成 23 年度から文部科学省等のシラバス作成に伴う指導事項を踏まえ、シラバス様式内容を変更し、受講生に進度を分かりやすく明示するなどの改善を実施した。電子媒体でも公開し、授業内容を前年度よりも、より詳細に明記した。</p> <p>(商学研究科)</p> <p>大学基準協会の指摘により、平成 20 年度のシラバスより新たに「授業計画」をシラバス作成の必須項目に加えた。また、「評価の方法」としていた項目については「評価基準及び方法」と改め、成績評価基準をより明確にする等の改善を行った。</p> <p>さらに、文部科学省等のシラバス作成に伴う指導事項を踏まえ、シラバス様式内容を変更し、受講生に進度を分かりやすく明示するなどの改善を実施した。電子媒体でも公開し、授業内容をより詳細に明記した。</p> <p>(理学研究科)</p> <p>平成23年度からシラバス「作成要領・留意事項」に沿って執筆し、「概要」や「授業計画」の記載に関して精粗の改善が進んだ。</p> <p>各教員が執筆したシラバスがガイドラインに沿っているかを各専攻主任が改めてチェックした。来年度は事前事後学習の記述を独立した項目とすることを検討している。</p> <p>(工学研究科)</p> <p>大学基準協会から指摘を受けた後は、大学院シラ</p>
--	--	--

		<p>バスも新たに記載事項を追加し、平成 20 年度より電子媒体上で授業計画を明示するなど改善を行った。</p> <p>文部科学省の指導に基づき、さらなる改善を行い、新たに「授業の到達目標」を設けた他、授業の狙いや達成度を測る基準、準備学習の明示などシラバス内容の充実を図った。また、平成 23 年度から各専攻において内容の確認を行った上で公式ホームページ上での公開も行った。</p> <p>(医学研究科)</p> <p>平成 22 年度は修了要件、授業科目の内容・履修方法・講義日程、学位論文申請要件などを記載し改善を図った。</p> <p>平成 24 年度医学研究科シラバスから、講義日程とその内容に関する詳細な情報を記載した。</p> <p>(薬学研究科)</p> <p>FU ポータル〈シラバス閲覧〉に「特論」シラバスを加筆するとともに、薬学研究科シラバス全体に精粗がないように配慮した。</p> <p>(スポーツ健康科学研究科)</p> <p>大学基準協会から指摘を受けた後は、大学院シラバスも新たに記載内容を追加し、授業計画等も明示するなどの改善を行った。ただし、シラバスについては、スポーツ健康科学研究科が独自に様式と記載項目を決めるのではなく、大学院学務委員会で大学院の様式として統一化された『大学院シラバスガイドライン』が提示されているので、その書式に則り、電子媒体上で公開している。今後も、シラバスについては、情報公開に向け、内容のチェック体制の整備を検討していく。</p> <p>平成 23 年度は新たに書式の変更、新規項目を設置し、学生にとってより具体的内容を明示した。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>資料 14：大学院シラバスガイドライン</p> <p>・Web シラバス</p> <p>http://acex.jsysneo.fukuoka-u.ac.jp/kyogaku/syllabus/syllabus/public_html/</p>		

	<u>index.php</u>					
	<大学基準協会使用欄>					
	検討所見					
	改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
13	基準項目	教育内容・方法 (2) 教育方法等
	指摘事項	<p>法学・経済学・理学・工学の各研究科において、入学時、進級時における履修指導、論文作成過程での指導が個人に委ねられ、組織的に行われておらず、客観的・統一的な指導体制の構築が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>(法学研究科、経済学研究科)</p> <p>入学時・進級時における指導は、もっぱら指導教員個人に委ねられ、客観的・統一的な指導体制はなかった。</p> <p>(理学研究科)</p> <p>応用数学専攻では、従来から、学生が大学院の入試に合格した時点で、各学生に対して指導教員だけでなく副指導教員を決めていた。指導教員は、院生の大学院での勉強や研究に対し全面的に責任を持って指導を行うが、副指導教員は、院生の勉強や研究の進捗状況を(指導教員とは別に)定期的・客観的に点検し、必要があれば指導教員と相談の上、院生にアドバイスを行っていた。他の3つの専攻でも、従来から、同じ専修部門で研究面に共通性を持つ教員が主査・副査という立場から院生の指導を行う体制をとっており、論文作成の指導が必ずしも個人に委ねられている訳ではなかった。また最終の修士論文発表会は、全専攻で、客観性・透明性を高めるために公開で実施されており、専攻教員全員で研究の内容や達成度などについて審査が行われていた。</p> <p>(工学研究科)</p> <p>一部の専攻は、修士課程と博士課程の学生の入学時に、履修指導と教員からの履修にあたっての注意事項を説明する等の入学時履修指導、異分野からの入学者が専攻の指導内容に関して、共通認識が持てるような総合演習科目の設置、修士論文の中間発表会を行い、主査、副査のみならず専攻教員が、全員で内容をチェックするとともに最終報告会を公開で行い客観的に評価すること、これらのすべてを報告書として印刷し、全国的に配布する(公開)など</p>

		<p>して世に問うなどの指導体制をとっていたが、専攻によって指導体制にばらつきがあった。</p>
	<p>評価後の改善状況</p>	<p>大学基準協会からの指摘を受け、自己点検・評価運営委員会では 3 年間をかけて計画的に改善を図ることを決め、各研究科に改善を要請した。その結果、指摘を受けた研究科では以下の取り組みを行い、組織的な指導体制の充実を図った。</p> <p>(法学研究科)</p> <p>平成 22 年度から、大学院法学研究科入学時に、大学院新入生全員を集め、研究科長・学務委員・担当の教員が、講義履修上の心構え・学位論文作成の作法・研究指導室利用・図書館利用・ティーチング・アシスタントの仕事・その他大学院での生活全般について、ガイダンスをおこない、客観的・統一的な指導を実施している。加えて平成 24 年 4 月 1 日より、博士課程後期の講義・演習科目について単位化を実施した。これによって、従来あいまいであった博士課程後期の授業内容が明確になった。また、博士課程後期修了学生のために、客観的・統一的な成績証明を発行できるようにした。</p> <p>(経済学研究科)</p> <p>平成 23 年 4 月より入学時に、研究科としての履修指導を行っている。加えて、修士の学位取得の手続きや流れについても明示的に文書化し、入学生に説明している。進級時には、各指導教授が履修指導を行い、TA の業務指導等は、各指導教員と学務委員が行っている。</p> <p>修士論文の発表会を開催することをルール化し、関連分野の教員・大学院生に周知させるようにした。論文作成過程での指導の研究科としての組織化については、教員の研究分野の区分けを実施したが、これを類似分野内での指導の組織化などとの連携は、現在、検討中である。</p> <p>(理学研究科)</p> <p>応用数学専攻で既に導入されていた副指導教員制度を応用物理学専攻、化学専攻、地球圏科学専攻に導入した。更に、修士論文発表会に加えて、中間</p>

		<p>発表会を実施し、組織的指導体制の強化を図るようにした。</p> <p>各院生に対する副指導教員を全専攻で定め、理学研究科通常委員会で承認してオーソライズした。</p> <p>(工学研究科)</p> <p>研究科を構成する専攻の教育研究分野が広範であるため、全専攻において、統一的な人材養成目標を持つことはむしろ不自然であり、専攻の特徴によって人材養成目標を定め、それに沿って客観的・統一的な指導体制を明確化することにした。以下に、その改善点や特徴を述べる。</p> <p>これまで新入生ガイダンスを行っていなかった専攻に関しては、新年度にあたり、カリキュラムの構成、科目履修上の注意、資格制度との関係、研究室ごとの研究遂行上の注意点などについて指導を行うことを開始した。中間発表や論文提出時の公開発表会を行い、全教員が研究内容に関して指導に当たる場を確保した。さらに、所属学会での研究発表会を義務付けている専攻や、韓国等アジア諸国の大学院生の発表を主体にした国際シンポジウムでの発表を原則として2年間に1回行わせている専攻もある。</p> <p>学位取得に至るプロセスを明確にするため、「修士学位取得のためのガイドライン」及び「博士学位取得のためのガイドライン」を作成し、院生に対しては印刷配布し、その後、大学院個別のホームページ上に公開した。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各研究科の学位取得プロセス <p>http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/guide/process.html</p>					
<p><大学基準協会使用欄></p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

No.	種 別	内 容
14	基準項目	教育内容・方法 (3) 教育研究交流
	指摘事項	大学として国際交流の方針が明確化されているにもかかわらず、すべての学部・研究科においてその進捗状況が十分とはいえないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学としての国際交流の方針はあったが、学部・研究科レベルでの方針が定まっていないなど組織的な国際化への取り組みが遅れ、学生の交流や研究者間の交流が不十分な学部・研究科もあった。
	評価後の改善状況	<p>本学の国際化を推進するため、大学として以下のことに取り組んできた。</p> <p>1. 海外協定校の拡充</p> <p>本学は学生交流や学術交流を目的に平成 19 年 4 月の時点で海外の 12 カ国 28 大学 1 機関と交流協定を締結し、交換留学、海外研修および海外語学研修を行っていた。その後、国際交流のより一層の充実を目指して海外協定校の拡充を行い、現在までの協定校は 17 カ国 42 大学・1 機関にのぼっている。</p> <p>2. ハルピン事務所の設置</p> <p>中華人民共和国、とりわけ東北部における本学のプレゼンスを強固なものとし、優秀な留学生を本学に受け入れ、本学独自の質の高い教育を施すことにより、アジアの人材育成に寄与することを目的として、平成 21 年度にハルピン事務所を設立した。</p> <p>3. 留学生別科の設置</p> <p>日本の大学・大学院入学前に留学生が整備された大学キャンパスの良好な環境の中で、豊富なカリキュラムをもって十分な日本語教育・日本事情の授業を受けることができるように、平成 24 年度から留学生別科を設置した。</p> <p>ハルピン事務所の活用や協定校の拡充などにより、大学院への留学生の受け入れが平成 19 年度 63 人から今年度 104 人（5 月 1 日現在）に増加するなど、成果も表れている。</p> <p>本学では、今年度に文部科学省が募集する「グロ</p>

	<p>ーバル人材育成推進事業」に申請するが、採択の有無にかかわらず申請プログラムをもとに国際社会で通用する人材の育成に努めていくこととする。</p> <p>各学部・研究科では上記の大学の取り組みを活用しながら国際交流の取り組みを進めている。</p> <p>以下に各学部・研究科の国際交流の進捗状況を示す。</p> <p>(人文学部)</p> <p>人文学部においては、ドイツ語学科がドイツ共和国のイエナ大学と、またフランス語学科が、従来のパリ第7大学、リヨン大学に加え、新たにベルギーのルーヴァン・カトリック大学との間で交換留学の協定を締結（平成22年11月）した。</p> <p>また、東アジア地域言語学科の学生は毎年コンスタントに中国・韓国・台湾へと留学（交換留学、あるいは認定留学）に出ている。さらに、英語学科では、毎年夏に英国のバース大学、カナダのカルガリー大学へ「英語圏文化研修」として学生の派遣を行っており、ドイツ語学科はイエナ大学へ「ドイツ語現地研修」として、フランス語学科ではルーヴァン・カトリック大学へ「海外語学研修」（いずれも、カリキュラムの一環として）として学生を派遣している。</p> <p>さらに、平成23年9月の後期より、ドイツイエナ大学1名、ベルギールーヴァン・カトリック大学2名の交換留学生を半年間、フランスパリ第7大学2名の交換留学生を1年間本人文学部に受け入れている。</p> <p>平成24年5月1日現在で、海外の協定校に派遣している人文学部の交換留学生は29名（内、人文学部協定分7名、国際センター協定分22名）、人文学部に受け入れている交換留学生は2名（人文学部協定分）、海外の協定校に派遣している人文学部の認定留学生は7名となっている。</p> <p>(法学部)</p> <p>法学部では、もともと経営法学科の学生を対象としていたニュージーランド研修（アジア法セミナ</p>
--	---

	<p>一)を設置していたが、これを法律学科の学生にまで拡大することによって、法学部の学生全員に海外研修の機会を与えることとした。</p> <p>海外協定校である中国政法大学より平成 21・22 年度に研究員 1 名を受け入れた。また、海外協定校以外では、平成 22 年度に短期研究員 1 名、研究生を平成 21 年度に 1 名、22 年度に 3 名受け入れた。</p> <p>平成 24 年度には、経営法学科の学生を対象としていた海外研修（アメリカ海外研修、アジア海外研修、EU 海外研修）を法律学科の学生に拡大し、法学部の学生全員に海外研修の機会を与える措置を充実させた。</p> <p>また、中国の海外協定校でない大学から、平成 23・24 年度は 2 名の研究生を受け入れている。</p> <p>（経済学部）</p> <p>従来の蔚山大学校に加え、釜山大学校との交流授業を平成 20 年度から開講した。従来からあった海外の研究者による授業も引き続き行われている。</p> <p>先端経済学研究センターの研究会では、毎年 5～6 名の海外の研究者による報告がなされている。</p> <p>（商学部）</p> <p>夏休みを利用した、平成 22 年度の蔚山大学校との学生交流プログラムでは、教員間の経験の共有がいつそう進み、プログラムの進行状況もスムーズであった。学生の評価も比較的よい。</p> <p>平成 23 年度は、韓国蔚山（ウルサン）大学校に替えて、新しく仁川（インチョン）大学校との夏休を利用した学生交流プログラムを設けたが、プログラムの進行状況はスムーズであり、学生の評価も高かった。</p> <p>財政的な（予算的な）面で学部の裁量で独自の国際交流を展開するのはなかなか困難であり、かつ担当教員個人の力量によるところも大きいので、研究面での交流は本年度も進捗していないというのが実情である。</p> <p>平成 24 年度も仁川大学校との交流プログラムを継続している。学部レベルでの研究の国際交流は本</p>
--	---

		<p>年度も進捗していないが、教員個々のレベルでは海外調査、学会出席などの交流の実績を積んでいる。</p> <p>(理学部)</p> <p>理学部では平成 22 年度時点の現状分析を行い、その対応策を以下のとおり決定し、国際交流の推進に取り組んだ。</p> <p><現状分析></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教員の研究活動は、高度化推進事業や科学研究費補助金等による経済的支援を受けて国際的に展開され、院生も含めて国際会議や国際的調査への参加も増えており、かなりの国際交流が実施されている。 2. 化学科では従来から蔚山大学校との学部学生・大学院生の相互交流事業を展開しており、さらに理学部は平成 21 年度に上海交通大学との間で部門間協定を結び、ナノサイエンス IST の学生を派遣し、上海交通大学教員による講義・演習の指導を受け、同時に教員間の共同研究等の教育・研究交流が実施されている。 <p><対応策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の在外研究員制度など教員の海外派遣制度の更なる活用を促す。 2. 理学部・理学研究科の高度化推進事業の招聘・派遣プログラムを継続させ、教員の国際会議の参加および国際的共同研究を支援する。 3. 蔚山大学校および上海交通大学との交流事業を継続する。 4. 国際センターを中心に本学が実施している学生対象の国際交流事業に本学部の学生の応募・参加を促す。 <p><進捗状況></p> <p>【H23. 5. 1 まで】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学には在外研究員制度があり、毎年 1 学部から原則 1 名を海外に派遣できるようになっている。平成 24 年度は理学部教員 2 名が在外研究員になることが決定した。 2. 本学の大学院高度化推進事業の「招聘、海外派
--	--	--

		<p>遣」の制度および科学研究費を活用して、今までと同様に、外国人研究者の招聘や共同研究を行うなどの海外交流を進めた（詳細は大学院理学研究科の報告書参照）。また、招聘した研究者には、院生や学部生に対する講義や指導を依頼し、学生との交流にも努めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 国際会議における発表も徐々に増加する傾向にあり、海外で開催された国際会議において招待講演を行った教員や海外の複数の大学・グループと共同研究を行っている教員もいる。 4. 平成 22 年に理学部と上海交通大学との間で部門間協定を結び、上海交通大学教員により本学正規科目の講義・演習の指導を受け、教員を中心として共同研究などの交流事業を行った。上海交通大学での受講生は、平成 22 年度は 11 名（物理科学科 4 名、化学科 7 名）、平成 23 年度は 9 名（物理科学科 4 名、化学科 5 名）だった。 5. 化学科では、学生の研究活動の国際化を図るために「福岡大学大学院理学研究科化学専攻学生研究支援基金」を平成 17 年に設立し、国際学会で発表する学生に旅費等の一部を支給して支援している。平成 22 年度は 15 名の学生（ウクライナ 1 名、アメリカ合衆国 14 名）がこの基金を利用して国際学会での発表を行った。この事業は今後も続ける計画である。 6. 化学科では、韓国の蔚山大学校との学生（学部・大学院）の相互交流事業を展開しており、平成 22 年度の参加学生数は 45 名だった。この事業は今後も続ける計画である。 7. 物理科学科では、平成 22 年度は物理科学科の学生 1 名が海外研修に参加し、平成 23 年度から韓国から交換留学生 1 名を受け入れた。 <p>【現在まで】</p> <p>応用数学科</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在応用数学科の教員 1 名が在外研究員として派遣されている。 2. これまでと同様に、外国人研究者の招聘や共同
--	--	--

		<p>研究を行うなどの海外交流を進めている。また、招聘した研究者には、院生や学部生に対する講義や指導を依頼し、学生との交流にも努めている。</p> <p>3. 前年と同様に、海外で開催された国際会議において招待講演を行った教員や海外の複数の大学・グループと共同研究を行っている教員もいる。これらの成果は理学部集報で毎年公表されている。</p> <p>物理科学科</p> <p>1. 協定校である韓国・仁川大學校主催のセミナーに講師を派遣して、最新の研究成果を紹介するとともに、仁川大學校の教員、学部学生、大学院生と交流を行った。</p> <p>2. インドネシア共和国から博士課程の大学院生を研究生（短期）として受け入れ、指導を行うとともに、学部学生（4年次生）と研究生とが卒業論文ゼミ、卒業研究、研究室行事などを通して日常的に交流する機会を作った。</p> <p>3. 継続的に海外の大学・グループと共同研究を行っている教員もいる。</p> <p>4. 平成 24 年度も 4 月から新たに韓国から交換留学生 1 名を受け入れている。</p> <p>化学科</p> <p>1. 韓国の大學校との学生（学部・大学院）の相互交流事業を展開しており、平成 23 年度の本学からの参加学生数は 68 名だった。この事業は今後も続ける計画である。</p> <p>物理科学科・化学科共通</p> <p>1. 昨年度に引き続き、ナノサイエンス・インスティテュートの学生を上海交通大学に引率し、上海交通大学教員により本学正規科目の講義・演習の指導を受けるとともに、教員を含めた交流を行った。上海交通大学での受講生は、平成 23 年度は 9 名（物理科学科 4 名、化学科 5 名）だった。</p> <p>(工学部)</p>
--	--	--

		<p>工学部・工学研究科に在籍する留学生の現状を把握し、教育指導に生かすために平成 20 年度より留学生と教員の懇談会を開催している。</p> <p>平成 21 年度文部科学省「教育研究高度化のための支援体制整備事業」に工学部も参画した。その中で、6 カ国の研究者による招聘講演を実現すると共に、外国への教育研究調査を実施した。これらの活動を通して、工学部への学術研究交流の要請もあり、今後学部間の交流協定を締結して、活発な交流を展開したいと考えている。なお、平成 23 年度 4 月には国立イスラーム大学ジャカルタ校理工学部、そして蔚山大学建築学部と部門間協定を締結し、活動を開始した。</p> <p>本学の「魅力ある学士課程教育支援事業」として工学部では、平成 24 年 4 月から「情報技術を用いたアジア対応エンジニア教育」を開始した。この取り組みの目標は、本学の優れた ICT（情報コミュニケーション技術）のインフラを利用し、学生と教員が海外の学生・教員と国際交流（相互訪問も含む）を行うことにより、学生をより成長させアジア人として国際的に活躍できるエンジニアを育てることである。</p> <p>(医学部)</p> <p>医学部の国際交流の進捗状況は以下のとおりである。</p> <p>【H22. 5. 1 まで】</p> <p>医学科・看護学科ともに医学教育及び看護教育に関する意見交換を行い、さらに充実を図った。また、看護学科は、新たにウォッシュバン大学（米国）と交流に向けた交渉を行った。</p> <p>【H23. 5. 1 まで】</p> <p>医学科は啓明大学との学生の臨床実習の体験交流と教員間の医学教育に関する意見交換を行った。参加学生の意見なども参考にして、国際交流の充実を図った。看護学科は学術交流を学生・教員双方のレベルで促進し、教育研究活動が国際的に発展することを目指し、米国ウォッシュバン大学との交流に</p>
--	--	---

		<p>ついて検討を継続的に行った。また、啓明大学との交流は学生・教員共に看護実習体験・教育交流が進み成果を上げてきた。</p> <p>【現在まで】</p> <p>医学科は今年も啓明大学との学生の臨床実習の体験交流と教員間の医学教育に関する意見交換を行う予定である（5月6～19日に本学学生10名・教員4名を派遣、6月24日～7月7日に啓明大学学生10名・教員4名を受け入れ）。</p> <p>看護学科は今年8月5～11日に、啓明大学学生10名と教員2名を受け入れ、看護実習の体験交流を行うとともに教員間の看護教育に関する意見交換を行う予定である。また、ウォッシュバン大学看護学部との交流に向けて、研修計画を立て、スケジュールなど具体化に向けて取り組んでいる。</p> <p>（薬学部）</p> <p>薬学部の国際交流の進捗状況は以下のとおりである。</p> <p>【H22.5.1まで】</p> <p>国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の策定に向け検討した。受け入れのための教育研究体制と財政基盤についても検討することとした。</p> <p>【H23.5.1まで】</p> <p>平成23年5月にニュージーランド・オークランド大学との間で部門間協定を締結した。当初は人的な交流が中心となるが、学生の交換留学へ向けた検討を行う。</p> <p>【現在まで】</p> <p>前年度に締結したニュージーランド・オークランド大学との部門間協定を発展させ、学生や研究者による交流の可能性を探っている段階である。なお、業者による主催ではあるが、従来からニュージーランド薬学研修を実施しており、本学部生も参加している。この中には同大学における研修も含まれており、本学の「グローバル人材育成推進事業」の中で、将来的に本学の教育プログラムへ包括することを</p>
--	--	--

		<p>検討している。</p> <p>(スポーツ科学部)</p> <p>スポーツという国際的な結びつきの強い特性を活かして、各スポーツ競技の親善交流試合および交流練習会などは、陸上競技、サッカー、柔道、レスリングなどで継続して実施されている。平成 23 年度から実施された、「福岡大学 魅力ある学士課程教育支援：体育・スポーツのエキスパート育成プログラム」における海外研修では、海外プロリーグでの研修およびアメリカのカリフォルニア大学アーバイン校での競技間交流および研修を行った。現在も引き続きこのプログラムは継続している。また、学部授業科目の『ピークパフォーマンス演習Ⅱ』では、スポーツにおける海外研修を単位化するなど、学部を挙げて国際化を推奨している。更にマレーシアのサルタン・イドリス教育大学、台湾の国立台湾体育大学との間で体育・スポーツ科学専攻学生および教職員の相互交流のための調整を引き続き行っている。</p> <p>(人文科学研究科)</p> <p>文部科学省の国費留学生が入学している。さらに海外の大学の大学院との交換留学協定も作成中で、改善の方向に向かっている。中国・中山大学大学院との交換留学制度を確立し、交換留学生が相互に行き来している。</p> <p>(法学研究科)</p> <p>平成 21 年 3 月に、中華人民共和国の中国政法大学と、中国政府プロジェクト高水平プログラムに基づく国費留学生受入れに関する協定を締結した。この協定に基づいて、中国政府および福岡大学大学院法学研究科の試験に合格した 1 名の中国人留学生を、平成 21 年 9 月 11 日より、協定先である中国政法大学から、福岡大学法学研究科博士課程後期に受け入れている。</p> <p>平成 21 年度に締結した協定に基づいて受け入れた中国政府留学生に対し、博士学位論文の完成を目指して、指導を継続している。</p>
--	--	---

		<p>(経済学研究科) 先端経済研究センターと連携を取りながら、韓国のプサン大学や中国の海南大学をはじめとする諸海外大学との間の研究者による国際交流を積極的に進めている。</p> <p>(商学研究科) 商学研究科独自の国際交流の方針は定めていないが、留学生の受け入れは行っている。</p> <p>(理学研究科) 理学研究科では、以下の方針を定めて国際交流の推進に取り組んだ。</p> <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院の高度化推進事業の外国人招聘・派遣プログラムを継続させ、大学院生の国際会議の参加および国際的共同研究を支援する。 2. 蔚山大学校および上海交通大学との交流事業を継続・発展させる。 <p><進捗状況></p> <p>【H22.5.1まで】 平成 21 年度に上海交通大学と本学部との間で部門間協定を結び、平成 22 年度からはナノサイエンス IST の学生を派遣し、上海交通大学教員による講義・演習の指導を受け、同時に教員間の共同研究等が実施された。</p> <p>【H23.5.1まで】 化学専攻では、学生の研究活動の国際化を図るために「福岡大学大学院理学研究科化学専攻学生研究支援基金」を平成 17 年に設立し、国際学会で発表する学生に旅費等の一部を支給して支援した。平成 22 年度は 15 名の学生（ウクライナ 1 名、アメリカ合衆国 14 名）がこの基金を利用して国際学会での発表を行った。また、蔚山大学の職員、院生、学部生が本学を訪問し、本学の院生と学部生でジョイントセミナーを開催した。</p> <p>地球圏科学専攻では、大学院生の修士、博士研究の一環として、</p> <p>① インドネシアビアク島で大気のエアロゾル水</p>
--	--	---

		<p>循環観測に関する共同研究をインドネシア航空宇宙庁、北海道大学、名古屋大学の研究者と実施した。</p> <p>② 北極圏、スピッツベルゲン諸島において、北極成層圏の物質循環に関する共同研究をドイツのアルフレット・ウェーゲナー研究所、国立環境研の研究者と実施した。</p> <p>【現在まで】</p> <p>1. 応用数学専攻では、平成 23 年度 大学院高度化推進・外国人研究員等特別招聘経費（短期）の招聘期間中に、フランスの教授から大学院生や学部生の指導をして頂いた。</p> <p>2. 応用物理学専攻では、インドネシア共和国・バンドン工科大学・大学院博士課程の大学院生を研究生として受け入れ(期間:平成 23 年 10 月 1 日～ 12 月 31 日)、担当教員が指導を行った。研究活動、ゼミ、研究室行事を含め、大学院生や学部学生が日常的に外国人研究生と交流する機会を作った。また、平成 23 年度 大学院高度化推進・外国人研究員等特別招聘経費（短期）の招聘期間中に、中国の教授から大学院生や学部生の指導をして頂いた。</p> <p>3. 化学専攻では、韓国の蔚山大学との学生（学部・大学院）の相互交流事業を展開しており、平成 23 年度の参加学生数は大学院生 36 名と学部生 32 名だった。この事業は今後も続ける計画である。</p> <p>4. 地球圏科学専攻では、大学院生の修士、博士研究の一環として、以下のような海外の大学・研究所と共同研究を行っている。</p> <p>① 南部中国の古生代堆積盆発達過程に関する共同研究を、中国科学院南京地質古生物研究所の研究者とともに実施している。</p> <p>② タイ国主要部の古-中生代炭酸塩プラットフォーム発達過程とその地帯構造的な意義に関する共同研究を、タイ国チュラロンコン大学理学部地学教室およびタイ国資源鉱産局の研究</p>
--	--	---

		<p>者とともに実施している。</p> <p>(工学研究科)</p> <p>大学が中国ハルピンにハルピン事務所を設置したので、中国東北部との交流の可能性が出てきた。ハルピン工科大学との交流を今後進め、学生の研究交流も含め、優秀な学生の確保に努めていく。</p> <p>特に、大学院博士課程後期において海外からの留学生を増やすために「特別委員会」設置し、単位制と Semester 制の実施及び秋入学が可能な体制を確立するための検討を開始した。</p> <p>海外からの留学生を獲得するため、海外用のパンフレットを作成し、中国・中山大学やロシア連邦大学などを訪問して日本に興味のある学生に大学紹介講義を行った。同時に、ハルピン事務所(福岡大学として設立)を活用し、中国からの修士、博士の入学者受け入れのための大学訪問等の部門間交流を行った。</p> <p>さらに、人文科学研究科と共に、中国・中山大学外語学院及び翻訳学院との間で、学生交流などを主眼にした協定書に調印した。</p> <p>平成 23 年度、博士課程後期においては学則(カリキュラム)改正を行い、平成 24 年度入学生から Semester 制に対応した単位制を導入した。</p> <p>引き続き「特別委員会」において、海外から優秀な留学生を受け入れるための博士課程後期のプログラムの検討及び情宣のための海外用パンフレットの内容充実を図り、海外の大学との交流を深めるとともに優秀な留学生の確保に努めていく。</p> <p>(医学研究科)</p> <p>指導教員を介しての積極的な留学生の受け入れや派遣・紹介に継続的に努めているほか、福岡大学ハルピン事務所を活用し交流を進めることや全研究科として日本語教育を行う留学生別科の設置を検討した。</p> <p>(薬学研究科)</p> <p>外国人留学生入試は実施しており、本研究科に在籍する外国人留学生は平成 22 年 5 月 1 日現在 2 名</p>
--	--	--

		<p>であった。平成 21 年 8 月から本学は優秀な留学生の安定的確保を図るため、中国にハルピン事務所を開設した。</p> <p>平成 24 年 5 月 1 日現在、薬学研究科には 1 名の外国人留学生が在籍している。平成 24 年度から開設した留学生別科からの志願も今後期待している。</p> <p>(スポーツ健康科学研究科)</p> <p>研究科独自で国際交流を進めていくには、検討すべき内容をさらに整備する必要がある。しかし、大学院全体としては、平成 21 年 8 月に福岡大学がハルピン事務所を設置しており、まず大学院を中心に優秀な留学生の安定的確保を含め、中国の高等教育に関する情報の収集、分析、教員の研究交流、学生の研修、交流などを含め、受入れの教育環境の整備を検討した。また、現地大学との協定を始め、ハルピン事務所を中心に国際交流を積極的に活動していくために、中国事務所活用作業部会を設置し、検討を進めた。</p> <p>スポーツ健康科学研究科独自の国際交流への取り組みとしては、釜山国立大学校スポーツ科学研究科と今年より 8 月に隔年ごとに相互訪問し 1 泊 2 日の日程で互いの修士論文発表会（中間報告を含む）を実施する予定である。また 4 月に相互の単位互換を目的とした部門間協定を締結した。8 月に釜山大学校学生が福岡大学で開講される夏期集中講義を聴講し、福岡大学生は釜山大学校教員による指導の下で修士論文作成のための研究活動の一部を釜山大学校にて展開する予定である。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡大学ホームページ（ハルピン事務所、留学生別科、協定校一覧） http://www.fukuoka-u.ac.jp/international/ 		
<p><大学基準協会使用欄></p>		
<p>検討所見</p>		
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1 2 3 4 5</p>	

No.	種 別	内 容
15	基準項目	教育内容・方法 (4) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	すべての研究科において、修士の学位論文にかかる審査基準など、水準を担保する学位授与基準が『大学院便覧』などに明示されておらず、改善が望まれる。
	評価当時の状況	修士論文に関しては、審査基準を、具体的かつ詳細に明示した基準要領は、存在しなかった。また、修士論文に関しては、公開の口述発表に関する規定がなかった。
	評価後の改善状況	医学研究科を除くすべての研究科で修士論文の審査基準や公開の口述発表に関する事項を盛り込んだ修士学位取扱細則を制定し、平成 21 年 12 月 1 日より施行するとともに、平成 22 年度から『大学院便覧』に掲載している。 医学研究科では平成 23 年度の看護学専攻修士課程設置に合わせて修士学位取扱細則を制定・施行し、『大学院便覧』に掲載している。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		
資料 15：平成 24 年度大学院便覧 各研究科修士学位取扱細則		
< 大学基準協会使用欄 >		
	検討所見	
	改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容
16	基準項目	教育内容・方法 (4) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	工学・医学・薬学の各研究科において、博士の学位論文審査基準が明示されておらず、また、人文科学・法学・経済学・理学・医学の各研究科では、水準を担保するための必要論文数などの申請要件が明示されておらず、改善が望まれる。
	評価当時の状況	指摘された研究科では学位論文の審査基準や申請要件は存在していたものの、大学便覧等に掲載するなどの措置を講じていなかった。
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会の指摘を受け、各研究科が学位申請取扱細則を学位申請資格、学位論文審査基準を盛り込んだ内容に改め、大学院便覧に掲載してその周知を図った。さらに平成 23 年 4 月に同細則を見直し、新たに各研究科博士学位申請取扱細則として施行して、これまでと同様に大学院便覧に掲載している。</p> <p>以下に各研究科の改善の取り組みを記載する。</p> <p>(人文科学研究科)</p> <p>人文科学研究科には多様な専攻が共存し、統一した申請要件の確立は困難であったが、検討を続けた結果、人文科学研究科学位申請取扱細則を改正し、学位の申請要件を明示して、大学院便覧に掲載した。</p> <p>(法学研究科)</p> <p>博士論文について、平成 21 年度中に、従来の細則を改善し、提出書類・審査基準・審査手続きを一層明確にした法学研究科学位申請取扱細則を制定し、平成 22 年 4 月 1 日より施行している。</p> <p>上記細則に基づき、平成 23 年 2 月 16 日開催の通常委員会で、課程博士（法学）学位論文を、厳正に審査し、合格と判定した。同様に平成 23 年 9 月 6 日開催の通常委員会で、課程博士（法学）の学位論文を、厳正に審査し、合格と判定した。</p> <p>(経済学研究科)</p> <p>平成 21 年 4 月より施行された福岡大学大学院経</p>

		<p> 経済学研究科博士学位申請取扱細則において申請要件などを具体的に定めた。 (理学研究科) 博士の学位論文審査や水準を明確にした博士学位申請取扱細則を制定し、『大学院便覧』の規定集に掲載した。さらに、「学位取得のためのガイドライン」を作成し、新入生・在学生合同ガイダンスで説明して、周知徹底した。 (工学研究科) 博士学位論文審査基準の明記および厳格化に關しての改善状況は、(1) 論文審査事前検討委員会を設置した。指導教員に複数の第三者教員を加えて構成される上記委員会で、提出書類に基づき申請者が申請資格に適合するか否かを厳格に判定し、通常委員会に諮って合格と判定された後に論文審査を開始する。判定基準として、査読付き論文数を従来の内規に従って定めるとともに、査読付き論文の定義を明確化した。(2) 論文審査に当たっては、通常委員会で適格かの承認を受けた申請論文と同じ分野から外部審査委員を1名以上加えることとし、客観的な合格判定を可能にした。 既に審査基準を含む細則は「福岡大学大学院工学研究科博士学位申請取扱細則」として、大学院便覧に掲載していたが、平成23年度から審査基準及び審査委員を含む審査の概要が明記された「博士学位取得のためのガイドライン」を大学院個別のホームページ上に公開した。 (医学研究科) 博士の学位論文にかかる審査基準を大学院便覧で明示するとともに、水準を担保するための申請要件を大学院医学研究科シラバスにおいて明示している。 (薬学研究科) 『大学院便覧』に掲載されている薬学研究科学位申請取扱細則を平成21年度に改正し、明確化した。上記学位申請要件(論文数と研究歴)は『大学院便覧』に固定掲載せず、「課程博士並びに論文博士の </p>
--	--	---

	審査に必要な研究業績及び研究歴の認定について (申合せ)」を作成し、学位申請者へ配布・明示している。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 16：平成 24 年度大学院便覧 各研究科博士学位申請取扱細則 ・各研究科博士学位取得のためのガイドライン http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/guide/process.html	
< 大学基準協会使用欄 >	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容
17	基準項目	教育内容・方法 (4) 学位授与・課程修了の認定
	指摘事項	法学研究科では、課程博士がこの5年間皆無であり改善が期待される。
	評価当時の状況	平成13年度に法学研究科民刑事法専攻から2名の課程博士を出して以来、平成14年度から平成20年度まで、法学研究科にあつては、課程博士は皆無であった。
	評価後の改善状況	平成21年度以降の課程博士の実績は以下のとおりである。 平成21年度に、法学研究科公法専攻において、1名の課程博士を出した。 平成22年度に、法学研究科民刑事法専攻において、1名の課程博士を出した。 平成23年度に、法学研究科民刑事法専攻において、1名の課程博士を出した。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料17:「大学基礎データ H24」(表7)	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

No.	種 別	内 容
18	基準項目	学生の受け入れ
	指摘事項	<p>収容定員に対する在籍学生数比率が人文学部 1.25、法学部 1.27、商学部 1.27、工学部 1.22、また医学部医学科 1.05 と高く、改善が望まれる。特に人文学部英語学科 1.30、東アジア地域言語学科 1.31 は非常に高く改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>(人文学部) 収容定員に対する在籍学生数比率が適正な範囲を超過しており、特に、人文学部英語学科、東アジア地域言語学科では高くなっていた。</p> <p>(法学部) 歩留率の予測が難しく、結果的に入学者数が多い年度があった。</p> <p>(商学部) 指摘のとおり、平成 19 年度の商学部の収容定員 2,560 人に対して在学学生総数は 3,249 人と収容定員に対する在籍学生数比率は 1.27 と高かった。</p> <p>(工学部) 工学部の在籍学生数比率は、平成 18 年度 1.18、平成 19 年度 1.22、平成 20 年度 1.22 であった。</p> <p>(医学部医学科) 収容定員 600 名に対し、在籍者数は 633 名で 1.05 倍であった。</p>
	評価後の改善状況	<p>適正な学生数とするため、入試合否判定時に歩留率を厳密に設定するなど、できる限り収容定員に対する在籍学生数比率が高くないような対策を講じている。</p> <p>各学部における改善状況は下記のとおりである。</p> <p>(人文学部) 人文学部全体における収容定員に対する在籍学生数比率は、平成 22 年度 1.21、平成 23 年度 1.19、平成 24 年度 1.17 と大幅に改善した。また、英語学科では、平成 22 年度 1.27、平成 23 年度 1.17、平成 24 年度 1.17、東アジア地域言語学科では、平</p>

		<p>成 22 年度 1.24、平成 23 年度 1.18、平成 24 年度 1.15 と、指摘を受けた両学科も適正範囲内に改善された。</p> <p>(法学部)</p> <p>出来得る限り在籍学生数比率が高くないように、歩留率を厳しく設定して入学者数を決定するようにした。また、授業のクラス規模が適正なものになるよう努めることなどにより教育を充実させ、クラス担任の下、各教員による修学指導等も実施することにより留年率の抑制を図った。平成 22 年度は、入学定員 600 (法律学科 400、経営法学科 200) に対し、入学者は 612 (法律学科 405、経営法学科 207) である。平成 22 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.17 (法律学科 1.14、経営法学科 1.22) と改善された。</p> <p>平成 23 年度は、入学定員 600 (法律学科 400、経営法学科 200) に対し、入学者は 743 (法律学科 495、経営法学科 248) である。これまでの経験を踏まえて歩留率を設定したが、予測を上回る入学者となり、入学超過率は 1.239 (法律学科 1.238、経営法学科 1.240) と上昇した。これを反省材料とし、今後はより正確な歩留率の設定を行う。過去 4 年間の平均定員超過率は 1.120 (法律学科 1.092、経営法学科 1.177) となった。平成 23 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.16 (法律学科 1.13、経営法学科 1.22) と改善された。</p> <p>平成 24 年度は、入学定員 600 (法律学科 400、経営法学科 200) に対し、入学者は、657 (法律学科 410、経営法学科 247) である。昨年の経験を踏まえ、歩留率を厳しく設定したが、法律学科においては適切に働いたものの、経営法学科については予想を上回る入学者となった。入学超過率は 1.095 (法律学科 1.025、経営法学科 1.235) に低下した。今後も正確な歩留率の設定を行い、とりわけ経営法学科での入学超過率の低減に努める。</p> <p>過去 4 年間の平均定員超過率は 1.101 (法律学科 1.080、経営法学科 1.142) と低下したが、未だに</p>
--	--	---

		<p>各年度の起伏が大きい状態であることを認識し、引き続き入学超過率の低減に努めるとともに、学生の教育内容への配慮を続ける。なお、クラス担任制の下、各教員による修学指導等も実施することにより留年率の抑制を図り、平成 24 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.14（法律学科 1.12、経営法学科 1.18）と改善された。</p> <p>（商学部）</p> <p>平成 22 年度における商学部の収容定員は 2,320 人であるが、これに対して在学学生総数は 2,878 人である。収容定員に対する在籍学生数比率は 1.24 となった。</p> <p>平成 23 年度における商学部の収容定員は 2,280 人であるが、これに対して在学学生総数は 2,784 人である。収容定員に対する在籍学生数比率は 1.22 となった。</p> <p>平成 24 年度における商学部の収容定員は 2,315 人であるが、これに対して在学学生総数は 2,724 人である。収容定員に対する在籍学生数比率は 1.18 となっており、評価当時に比べて改善している。</p> <p>（工学部）</p> <p>入学時の学生数を絞り、学生指導に努めているところであるが、学力低下がより深刻で、3 年、4 年次への進級と卒業できない学生数が増加している。各学科では独自の基礎学力を付ける教育や導入教育を実施しているほか、担任制による学生生活状況の把握に努めている。その結果、平成 22 年度の在籍学生数比率は 1.23 であったが、平成 23 年度 1.18、平成 24 年度 1.16 と大幅に改善させることができた。なお、入学者数の歩留まりの予測が極めて困難で、入学者数は大きく変動することを付記する。</p> <p>（医学部医学科）</p> <p>入学定員は例年厳守していることから、今後、在籍学生数比率を低く維持するには留年者数を減らすしかない。入試改革による優秀な人材の確保、</p>
--	--	---

	<p>カリキュラム改革による留年防止、国家試験対策を中長期的視野から検討している。</p> <p>また、短期的な対策として出席不良者や成績不良者に対する個別指導の徹底に努めた結果、収容定員に対する在籍学生数比率は、平成22年度1.04、平成23年度1.03、平成24年度1.02と若干の改善が見られた。今後も改善に向けた組織的な取り組みを継続していく。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料18：「大学基礎データ H22～H24」（表14）</p>	
<p><大学基準協会使用欄></p>	
検討所見	
改善状況に対する評定	<p>1 2 3 4 5</p>

No.	種 別	内 容			
19	基準項目	学生の受け入れ			
	指摘事項	医学部医学科では、受験者全員に面接を実施しているが、受験者と教員が1対1で行っており、客観性・公正性が担保されておらず改善が望まれる。			
	評価当時の状況	全受験生の面接の実施を重視した結果、確かに受験者と教員が1対1で面接を行っていた。			
	評価後の改善状況	平成 22 年度入試から、2 段階選抜を導入することで、教員 3 名で受験生 5 名を担当するグループ面接に改善した。また、面接時間も長くすることで人物評価も慎重に行うことができるようになり、よりアドミッションポリシーを満たした入学者の選考に努めている。			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 19：平成 24 年度 医学部医学科二次選考 入学試験実施要領				
	<大学基準協会使用欄>				
	検討所見				
改善状況に対する評価	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
20	基準項目	学生の受け入れ
	指摘事項	博士課程後期において、収容定員に対する在籍学生数比率が、法学研究科 0.28、経済学研究科 0.07、商学研究科 0.17、理学研究科 0.13 と低く改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>(法学研究科)</p> <p>博士課程後期にあつては、収容定員に対する在籍学生数比率は、平成 18 年度は 0.16 であった。</p> <p>(経済学研究科)</p> <p>博士課程後期については、定員 10 人に対してその充足率が低い状態にとどまっていた。また、学生確保のための特段の方策はとっていなかった。</p> <p>【自己点検・評価報告書 P310】</p> <p>(商学研究科)</p> <p>平成 19 年度時点では指摘のとおり博士課程後期の対収容定員在籍学生比率は低かった。</p> <p>(理学研究科)</p> <p>大学院への進学率の改善に向けて、パンフレットを作成して学生への案内を行ったり、研究分野（又は研究室）へ学生の早期配属（学部 3 年次又は 3 年次後期）をして勉学や研究についてよりきめ細かな指導を行っていた。博士課程前期における収容定員に対する在籍学生数比率は、ほぼ満たされていることから、この制度は一定の役割を果たしていると思われるが、博士課程後期への進学率の向上に必ずしも寄与していなかった。</p>
評価後の改善状況	<p>(法学研究科)</p> <p>博士課程後期における収容定員に対する在籍学生数比率は、平成 22 年度 0.33、平成 23 年度 0.33 に上昇し、改善の傾向を示した。平成 24 年度は 0.28 となった。</p> <p>(経済学研究科)</p> <p>平成 22 年 4 月より、博士課程後期において入学学生定員を 10 名から 5 名に減少させた結果、博士課程後期における収容定員に対する在籍学生数比</p>	

		<p>率は、平成 22 年度 0.28、平成 23 年度 0.45、平成 24 年度 0.60 となった。</p> <p>(商学研究科)</p> <p>平成 22 年度より博士課程後期の入学定員を 10 名から 5 名削減し 5 名とした。その結果、在籍者数の増加と相まって平成 22 年度の対収容定員在学生比率は 0.32 に改善した。また、平成 23 年度は 0.50、平成 24 年度は 0.67 と更に改善した。</p> <p>(理学研究科)</p> <p>進学率の改善へ向けて、早期修了制度の導入を検討する、中間発表会を通じて学生の大学院への進学意欲の向上を図る、など色々な試みを行った。応用数学専攻では、平成 22 年度から 3 年次後期から卒業研究の指導を始めることができるようにカリキュラム改正も行った。しかしながら、博士課程後期の進学率の低迷は、後期終了後の就職環境、全国的な大学院生定員数、経済的な問題など外的要因によるものが大きいと思われる。これらの要因のうち、はじめの 2 つは 1 大学で解決できる問題ではないが、3 番目の経済的な要因は、奨学金制度や RA (Research Assistant) 制度の充実、授業料の減額、ポスドク制度の確立などによってある程度取り除くことができるものと考えられる。それ故、これらの経済的支援制度の早急な検討を大学執行部に要請する。</p> <p>また平成 23 年度は、昨年度の試みに加えて、博士課程後期の入学定員を 4 名減らして定員の充足率の改善を図った。一方で近年の博士課程前期への進学者増に対応するため、博士課程前期の入学定員を 2 名増やすことを通常委員会で決定した。収容定員に対する在籍学生数比率は、平成 22 年度 0.22、平成 23 年度 0.17、平成 24 年度 0.19 と若干ではあるが改善した。</p> <p>また、平成 25 年度入学生用の募集要項から、博士課程後期の入学定員を 12 名から 8 名へと変更した。</p>
--	--	---

<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 20 : 「大学基礎データ H22～H24」 (表 18) (理学研究科) ・平成 25 年度大学院入学試験要項 (理学研究科) P11 http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu820/home1/app/app_sci.pdf</p>					
<p>< 大学基準協会使用欄 ></p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評定</p>					
	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
21	基準項目	研究環境
	指摘事項	すべての学部において、科学研究費補助金の採択率が低く、学部によっては申請率も低い。さらに、提出された資料によると、法学・経済・商学・理学・工学・薬学・スポーツ科学の各学部では、一部の専任教員において研究活動が不活発であり、活性化させるための対策が望まれる。
	評価当時の状況	<p>科学研究費補助金新規採択率の全国平均 20%台に比べ、本学の採択率はかなり低率であった。また、約 1,000 人の研究者に比して、応募率 40%弱というのも、総合大学としては、少なすぎた。応募者が少ない理由として、文系学部の研究者も多く、科学研究費補助金への意欲の薄さや、研究振興課（現：研究推進課）の情宣活動・PR 不足も一因であり、ホームページも分かりにくいなど、活用方法にも問題があった。</p> <p>また、一部の専任教員において研究活動が不活発であった。</p> <p>（人文学部）</p> <p>人文学部の科学研究費補助金の採択は、平成 16 年が申請 11 件中 3 件採用（採択率 27.3%）、17 年は申請 11 件中 3 件採用（採択率 27.3%）、18 年は申請 15 件中 3 件（採択率 22.2%）であった。</p> <p>（法学部）</p> <p>法学部における科学研究費補助金の申請は、平成 18 年度にあっては、新規 1 件継続 0 件であり、採択は、新規 1 件継続 0 件であった。</p> <p>専任教員の研究意欲を増進させるような法学部独自の研究会は、評価当時には存在しなかった。</p> <p>（経済学部）</p> <p>経済学部の科学研究費補助金の採択は、平成 16 年が申請 3 件中 0 件採用（採択率 0%）、17 年は申請 4 件中 0 件採用（採択率 0%）、18 年は申請 3 件中 0 件（採択率 0%）であった。</p> <p>『経済学論叢』の毎年度最終号に掲載される研究</p>

	<p>活動報告や大学ホームページに掲載の研究者情報に関しては、各教員による記載、記入が義務とされておらず、研究活動報告を行わない者が不利益を被るわけではない。実際、例年報告しないスタッフも多いことが課題であった。</p> <p>(商学部)</p> <p>商学部専任教員の平成14年度～18年度の5年間の教員1人あたりの研究成果発表点数は7.2本であり、必ずしも商学部専任教員の研究活動は活発とは言えなかった。</p> <p>(理学部)</p> <p>科学研究費補助金の申請を奨励するために、申請者と採択者には、実験実習費(消耗品費)に報奨金を加算して配分している。助教以上の在籍教員数に対する科学研究費補助金申請件数の割合は、平成18年度では応用数学科95%、応用物理学科50%、化学科79%、地球圏科学科64%であり、応用物理学科を除いて申請資格のある教員の多くが申請していた。新規分のみについては、理学部全体の応募件数(採択件数)は平成14年度58件(7件)、平成15年度55件(8件)、平成16年度52件(6件)、平成17年度59件(4件)、平成18年度60件(8件)であった。5年間の平均採択率は12%であり、全国平均の採択率22%に比べると低い状況であった。</p> <p>また、研究成果の査読付き学術雑誌へ投稿し、国内外の学会・研究集会へ参加するなど、研究活動を積極的に行っていた。学内外で研究集会を主催することもあり、専門雑誌の編集委員、論文の査読者、科学研究費補助金の審査員をしている教員もいた。本学教員の全教育活動に占める割合が高いことを考慮すれば、研究活動状況は概ね良好であった。しかし、個々には研究活動を活発に行っている教員がいる一方、研究に関する意識を改善する必要がある教員もいた。</p> <p>(工学部)</p> <p>平成18年度は研究論文(筆頭者)などの研究成果発表件数は、学科ごとの多少の相違はあるが、教</p>
--	---

	<p>員 1 人 1 年間あたり論文 1.05 を発表し、大会講演会等 2.85 件行った。</p> <p>平成19年度の科学研究費補助金獲得件数は、新規・継続を含めて基盤研究(B)2件、基盤研究(C)6件、若手研究(B)5件であり、教員数（専任教員+助教=98人）に対して非常に少なかった。また、科学研究費補助金以外の外部資金である受託研究、研究助成では、科学研究費補助金に比べて件数、金額ともかなり多いが、それでも教員数に対しては、あまり大きな値であるとは言い難い状況だった。</p> <p>（医学部）</p> <p>平成 20 年度新規応募における全学の採択件数は 45 件であったが、そのうち医学部は 21 件であった。医学科においては、各講座への予算配分について、平成 4 年度頃より科学研究費補助金採択者に、また、平成 17 年度より科学研究費補助金の申請者に傾斜配分を実施することで、科学研究費補助金への申請を奨励していた。</p> <p>（薬学部）</p> <p>科学研究費補助金の採択件数は、国立大学の独立行政法人化などに伴う競争の激化のなか、ほぼ一定の件数を維持していたが、満足すべき件数、金額ではなかった。申請率に関しては、ほとんどの教員が申請していた。</p> <p>研究論文発表数は以前より増加傾向にはあるが、教室単位で比較すると、かなりの較差が認められた。</p> <p>（スポーツ科学部）</p> <p><研究成果の発表状況></p> <p>受託研究費については、過去 5 年間で延べ 47 件（年間平均約 9 件・1 件当たり約 129 万円）、研究助成寄付金については、過去 5 年間で延べ 12 件（年間平均約 2 件・1 件当たり約 123 万円）獲得していた。科学研究費補助金については、過去 5 年間で延べ 56 件（年間平均約 11 件）の申請があり、その採択数も延べ 31 件（年間平均約 6 件）で他学部と比較して高い採択率であった。科学研究費補助</p>
--	--

		<p>金などの外部資金の導入は年次ごと増加していたが、特定の研究室、個人に集中する傾向にあり、多くの教員の申請が望まれる状況であった。</p>
	<p>評価後の改善状況</p>	<p>本学全体の研究力向上や外部からの研究資金獲得力の向上を図るため、平成 23 年度に以下のとおり研究推進部を再編した。</p> <p>全学的な研究推進本部会議（議長：学長）を置き、具体的にはこの会議の下に、従来の研究推進部を位置づけるとともに従来の「研究支援課」、「研究開発部門」、「研究推進部門」及び「産学官連携センター」、「知的財産センター」を「研究部門」（議長：副学長）及び「産学知財部門」（議長：副学長）の 2 部門に再編した。</p> <p>「研究部門」には、「基盤研究機関」、「推奨研究プロジェクト」及び「総合科学・領域別研究部」を置く。「基盤研究機関」は外部資金獲得に積極的に取り組み、「推奨研究プロジェクト」は、科学研究費補助金などの外部資金を基盤として活動する。また、「産学知財部門」には、従来の「産学官連携センター」と「知的財産センター」のほかに「産学官連携研究機関」（新設）を置く。この「産学官連携研究機関」は、主に外部資金（競争的資金、寄付研究、寄付講座、受託研究等）を財政的基盤とした産学官連携研究所で構成されている。</p> <p>新研究体制となったばかりで、これまでの検証を踏まえ研究活動がより活性化するために今後も中長期的な視点で事業の継続的な整備及び検証を進めていく。科学研究費補助金等の競争的外部資金の獲得に向けては、積極的な学内応募支援体制の確立について検討を進める。</p> <p>以下に各学部の取り組みを記載する。</p> <p>（人文学部）</p> <p>人文学部の科学研究費補助金の新規採択は、平成 19 年が申請 8 件中 5 件採用（採択率 62.5%）、20 年は申請 10 件中 7 件採用（採択率 70%）、21 年は申請 10 件中 3 件採用（採択率 30%）、平成 22 年は申請 15 件中 6 件採用（採択率 40%）、平成 23 年は、</p>

	<p>申請 18 件中 6 件採用（採択率 33.3%）であった。</p> <p>（法学部）</p> <p>科学研究費補助金の申請は、平成 21 年度において新規申請は 4 件に増加している。継続は 1 件であり、採択は新規 1 件、継続 1 件合計 2 件である。平成 22 年度において新規申請は 2 件、継続 1 件合計 3 件であり、採択は新規 0 件、継続 1 件であった。ただし、他大学で申請され採択された科学研究費補助金による研究にあつて研究分担者として活躍している教員がいる。平成 23 年度において新規申請は 4 件であり、採択は 0 件であった（ちなみに平成 24 年度は 6 件の新規申請があり、うち 1 件が採択されている）。また、本学研究推進部の領域別研究チームとして法学部から民事法、企業法、公法および刑事法にわたる 4 つの研究チームの新設が認められ、平成 24 年 4 月 1 日より活動をスタートした。</p> <p>評価の前後において、法学部内では研究活動活性化のため、民事判例研究会及び刑事法研究会が発足・開催されている。平成 22 年 9 月までに民事判例研究会は 13 回、刑事法研究会は 6 回開催された。平成 22 年 4 月 30 日ないし平成 23 年 5 月 1 日の期間には、民事判例研究会が 3 回、刑事法研究会が 3 回、平成 23 年 4 月 30 日ないし平成 24 年 5 月 1 日の期間には、民事判例研究会が 3 回、刑事法研究会が 3 回開催された。民事判例研究会では、民法改正についての検討も行われ、それらの成果の一部は、福岡大学法学論叢その他の雑誌などに、逐次掲載されている。</p> <p>（経済学部）</p> <p>経済学部では、科学研究費補助金の申請を促進している。学内での研究会の開催を促進し、研究活動の活発化を目指している。予算措置として、研究会の講師の旅費支給額を従来の 5 万円から平成 24 年度は 7 万円に引き上げる（5 月 18 日教授会決定）。現在、科学研究費補助金の申請者に 10 万円の予算の追加を行っているが、十分な効果が見られていない。先端経済研究センター運営委員会において、科</p>
--	--

	<p>学研究費補助金への応募を促す仕組み作りを検討中である。</p> <p>(商学部)</p> <p>商学部専任教員の研究成果の公表を図るべく『福岡大学商学論叢』があるが、投稿数は増加していないので、研究推進部委員が商学部専任教員に執筆の増加を個別に依頼し、また、その他の学術誌への投稿も本年度も教授会で要請している。</p> <p>平成 23 年度は、科学研究費補助金の新規採択(代表者)が 1 件あったが、科学研究費補助金申請の増加および『福岡大学商学論叢』への投稿の活発化は課題である。平成 24 年度も引き続き、研究推進部委員が教授会においてデータに基づき、この分野での教員の参加を要請する。</p> <p>(理学部)</p> <p>平成 21 年から科学研究費補助金採択率が向上し、平成 22 年度は申請件数も向上し、採択率も飛躍的に向上した。科学研究費補助金申請数増と採択数増を図るために、実施し始めた報奨金制度や科学研究費補助金に対する講演会や説明会、各学科による科学研究費補助金申請を促す案内などを活発に実施していることが功を奏し、個々人の研究に対する意欲ならびに成果が上がってきたと推察している。平成 23 年度も前年に引き続き申請件数がほぼ同程度(延べ 77 件)となっており、採択率も向上している。各学科とも科学研究費補助金の申請時期に、特に新任の教員は全員申請をするなど、きちんとした対策を採っているが、平成 23 年度は新規採択が 9 件、継続課題が 21 件となっており、今後の採択率の定着が望まれる。</p> <p>応用数学科では、教員の研究成果の発表の機会を増やすために、理学集報(学内雑誌、Fukuoka University Science Reports)の投稿規程を改定した。従来は、投稿者は執筆者が講師以上の欧文論文の投稿のみを受け付けていたが、平成 22 年度から応用数学科の全ての教員が和文論文も含めて投稿出来るように改定した。内容は原著論文だけでなく</p>
--	---

		<p>学術的論説・総説等の投稿も可能にした。更に、理学集報の学術雑誌としての水準を維持するためにレフリー制度を導入した。</p> <p>物理科学科、地球圏科学科では、研究成果を着実に論文として報告するために、必ずしも国際誌に拘らず理学集報への論文投稿を活発化する取り組みを行っている。その結果、物理科学科では平成 18 年以前には理学集報への投稿論文数が年間 1 報程度であったが、平成 19 年度以降は年間 3～5 報の投稿、地球圏科学科では平成 21 年度以降は 4～5 編の投稿となった。</p> <p>化学科では研究活動を活性化するために、化学教室主催の談話会を年に 2 回、化学科教員から順番で毎回 2 名の演者を選出し開催している。演者は最近の研究について講演を行い、講演内容を福岡大学理学集報にまとめて報告するように義務化している。</p> <p>応用数学科では、研究活動活性化のため、研究領域に沿っていくつかの教員グループを作り定期的にセミナー(研究成果発表会)を行うようにした。</p> <p>また、大学院高度化推進制度や科学研究費補助金を利用して、全国の研究者を集めた専門分野別の研究会や他大学の研究者や外国人研究者を招聘し共同研究を行っている。物理科学科では、海外の複数の大学と共同で研究を行っている教員もいる。</p> <p>物理科学科では、研究活動を独立して活発に行える人物の採用を目指して人事を行い、平成 22 年度および平成 23 年度に新任の教員を迎え、また、応用数学科では、平成 24 年 4 月 1 日付で教授 1 名、准教授 1 名、助教 1 名の研究業績の優れた教員を採用した。この人事は教室の研究活動の一層の活性化につながると思われる。</p> <p>物理科学科教員の国際会議での発表件数は、以下のとおりとなっており若干増加傾向にある。</p> <p><物理科学科教員の国際会議での発表件数></p> <table border="1" data-bbox="727 1895 1267 2004"> <thead> <tr> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 件</td> <td>10 件</td> <td>8 件</td> <td>6 件</td> <td>10 件</td> <td>12 件</td> </tr> </tbody> </table>	H17	H18	H19	H20	H21	H22	6 件	10 件	8 件	6 件	10 件	12 件
H17	H18	H19	H20	H21	H22									
6 件	10 件	8 件	6 件	10 件	12 件									

(※H22 は海外での招待講演 2 件含む)

各学科教員の原著論文数は以下のとおりである。

<原著論文数>

応用数学科

平成 23 年度 : 23 報

物理科学科

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
18 報	22 報	16 報	17 報	22 報	22 報	19 報

化学科

H18	H19	H20	H21	H22	H23
41 報	54 報	52 報	49 報	36 報	35 報

地球圏科学科

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
28 報	53 報	27 報	30 報	24 報	57 報	37 報

(工学部)

科学研究費補助金の申請数(新規・継続)は平成 21 年度工学部では 46 件、平成 22 年度は 47 件、平成 23 年度は 52 件と向上しているが、過去 5 年間に 1 度も申請しなかった教員の割合が 5 割を超えている。科学研究費補助金の申請及び採択された教員への研究費の割り増し配分なども続けており、工学部・工学研究科報や福岡大学工学集報などにもその採択結果および外部資金の獲得状況等を掲載し積極的な公表に努めている。

教員個人の研究評価が今後の検討課題である。

(医学部)

平成 21 年度、平成 22 年度の申請件数は確実に増えているが、採択数に著明な改善はみられていない。申請数も採択数も学内的には低くないが、医学分野で他大学と比較すると決して高いレベルではない。

平成 23 年度は申請件数は減少したが、採択件数が増加したことから、採択率は改善した。平成 24

	<p>年度は申請件数、採択件数および採択率ともに若干減少した。</p> <p>意識改革と並行して若手研究者の育成に積極的に取り組んでいる。</p> <p>(薬学部)</p> <p>研究活動が活発であるとはいえない一部の教員に対し、学部長が厳しく指導するなど個別に対応を行ってきた。さらに、教室予算に研究活動のファクターを加味する傾斜配分、教室制度の見直しや研究プロジェクトの構築など組織的な改善に取り組んできた。しかし、未だ顕著な改善効果が表れていないのが現状である。</p> <p>平成 22 年度の科学研究費補助金（新規・継続）の申請は 66 件、採択は 19 件、同じく平成 23 年度の申請は 61 件、採択は 22 件となっている。若手の助教を含めて積極的に応募を行っている一方で、必ずしも研究活動が活発とはいえない教員も存在する。</p> <p>薬学教育 6 年制が完成年度を迎え、旧来の教育・研究体制の根本的見直し、組織全体の改善に着手し、本指摘事項についてもより強力で改善を図っていく。</p> <p>(スポーツ科学部)</p> <p>科学研究費補助金の申請率および採択率のさらなる向上に向けて、全学的なセミナーが複数回開催されており、若手教員を中心に参加している。また学部独自でも過去に採択された計画書を題材にセミナーを開催した。</p> <p>学内の奨励研究予算の新設を契機に、学部内で専門分野を超えた研究プロジェクトが発足した。また若手研究者の研究費獲得に向けた申請も活発になり、その採択率も高い。一方、「一部の専任教員において研究活動が不活発である」という指摘に対しては、いくつかの取り組みを進めているものの改善には至っていない。多数の教員の申請に向けて、シーズの発掘及び協働研究の働きかけを進める必要がある。</p>
--	---

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

・研究推進部（大学案内 P156～P159）

<http://www.fukuoka-u.ac.jp/fukudai2012/#page=159>

資料 21 :

科学研究費補助金研究種目別・部局別 応募状況一覧（平成 20 年度～平成 23 年度）

科学研究費補助金採択件数および採択額（学部別・種目別） 一覧（平成 20 年度～平成 23 年度）

（法学部）

資料 22 :

研究組織（研究代表者、研究分担者及び連携研究者）

平成 24 年度研究推進部研究チーム（総合科学・領域別） 一覧

[民事]判例研究会テーマ一覧および [民事] 判例研究会開催案内

刑事法研究会活動報告一覧

『福岡大学法学論叢』第 54 巻第 4 号

（経済学部）

資料 23 :

先端経済研究センター謝金・旅費規定改正資料（平成 24 年 5 月 18 日教授会資料）

・学部内での研究会開催回数 平成 22 年度 14 回

平成 23 年度 9 回

平成 24 年度 0 回（6 月 8 日現在 4 回）

（理学部）

・理学部集報（Fukuoka University Science Reports）の業績一覧

<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/Ronso/Rigaku/S/S.htm>

（工学部）

以下資料に研究業績、科学研究費補助金、受託研究等を掲載

資料 24 :

工学部・工学研究科報 Vol. 3（平成 22 年 3 月発行） 第 5 章 工学部・工学研究科の教育研究活動（P. 51～53）

工学部・工学研究科報 Vol. 4（平成 24 年 3 月発行） 第 5 章 工学部・工学研究科の研究活動（p. 37～42）

・福岡大学工学集報第 81 号（平成 20 年 9 月、P. 149～187）

<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/Ronso/Kogaku/T81/T81mokuji.htm>

・福岡大学工学集報第 83 号（平成 21 年 9 月、P. 115～156）

<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/Ronso/Kogaku/T83/T83mokuji.htm>

・福岡大学工学集報第 85 号（平成 22 年 9 月、P. 57～95）

<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/Ronso/Kogaku/T85/T85mokuji.htm>
 ・福岡大学工学集報第 87 号（平成 23 年 9 月、P. 49～98）

<http://www.adm.fukuoka-u.ac.jp/fu844/home2/Ronso/Kogaku/T87/T87mokuji.htm>
 （スポーツ科学部）

【H22. 5. 1 現在】

科学研究費補助金新規採択率は、前回評価時（平成 16～18 年度平均：17.6%）と比較し大幅な伸びを示している（平成 19～21 年度平均：26.6%）。

【H23. 5. 1 現在】

科学研究費補助金採択率は平成 23 年度で 42.9%（新規＋継続）であり引き続き高い採択率となっている。また、科学研究費補助金申請件数は平成 21 年度－15 件、平成 22 年度－18 件、平成 23 年度－21 件と順調に伸びている。平成 23 年に新規に開設された学内奨励研究においても、学部内スタッフによる共同研究プロジェクトが 3 件採択された。

【H24. 5. 1 現在】

科学研究費補助金採択率は、平成 24 年度で 37.5%（新規 3/8）であり、継続課題 5 件をあわせて計 8 件が採択されている。8 件の申請のうち 5 件は若手による申請であり、新規採択された 3 件は、いずれも若手教員の申請によるものである（採択率 60%）。また、科学研究費補助金以外の外部資金について、平成 23 年度は、受託研究 6 件、研究助成 6 件を獲得している。

資料 25：平成 23 年度受託研究・研究助成寄附金学部別受入件数・金額

<大学基準協会使用欄>

検討所見

改善状況に対する評定

1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容
22	基準項目	教員組織
	指摘事項	経済学部では、51～60歳の専任教員が42.1%、商学部では51～60歳が51.2%と非常に高く、年齢構成の全体的バランスを保つよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	経済学部では、専任職員の構成比率は、51～60歳の専任教員が42.1%、商学部では52.1%と高く全体の年齢構成のバランスがとれていなかった。
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会の指摘を受け、両学部では年齢構成にも配慮した人事を進めた。今後も年齢構成におけるバランスを取るべく計画的に採用を行うよう努めていく。</p> <p>各学部における改善状況は以下のとおりである。 (経済学部)</p> <p>51～60歳の専任教員は、平成22年度は23.1%、平成23年度は19.5%、平成24年度は26.5%と改善されている。</p> <p>(商学部)</p> <p>平成22年度、専任教員の年齢構成におけるバランスを取るべく、26～30歳の専任教員を1名、31～35歳の専任教員を1名新しく採用した。また、定年退職者(61～70歳)が2名おり、平成23年度に51～60歳の専任教員を1名、40歳未満および30歳未満の専任教員を各1名採用したため、学部全体の年齢構成は低下した。</p> <p>平成24年度の専任教員の年齢構成は、40歳以下が23.3%、41歳～50歳が16.3%、51歳～60歳が37.2%、61～70歳が23.3%となっている。今後も、(40歳以下の教員比率が高まり、)全体としてバランスが取れるよう引き続き改善に取り組む。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料26:「大学基礎データ H22～H24」(表21)	
<大学基準協会使用欄>		
検討所見		
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

No.	種 別	内 容
23	基準項目	施設・設備
	指摘事項	<p>現有建物の 59%は新耐震設計法が施行される前の 1981 (昭和 56) 年以前に建てられており、その老朽化が著しく、耐震補強・建て替えの必要性を検討することになっているが、早急な対応が必要である。また、バリアフリー化に向けた取り組みも十分ではなく、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>現有の主要な建物 39 棟 (3 階建て以上、かつ 1,000 m²以上) の内、約 50%、128,113 m²が昭和 50 年以前に建てられており、老朽化がかなり進んでいる。新耐震設計法が施行された昭和 56 年以前の建物まで含めると約 59%、150,693 m²となっている。昭和 50 年以前の建物は、老朽化が著しく計画的に建て替える必要がある。また、昭和 51 年～昭和 56 年の建物についても、今後の使用計画を検討し、改修・改装を行って再利用するのか、建て替えるのか、中長期の計画を立てて実施する必要がある。</p> <p>【自己点検・評価報告書 P70】</p>
評価後の改善状況	<p>これまでのキャンパス整備計画で示された理念やコンセプトを踏まえつつ、その総括と新たな展望のもとに、平成 20 年 8 月「キャンパス整備検討委員会」が設置された。検討委員会では、キャンパスアメニティの向上を実現すべく新中央図書館棟を主軸線としたパブリック・スペースの創出やスポーツ施設ゾーン、文系・理系施設ゾーンなどキャンパス・ゾーニングによる基本方針を提案した。そのなかで、地域に開かれた「知の拠点」としての大学、環境に配慮した、緑豊かで人にやさしいキャンパスプランなど施設整備のコンセプトを提言した。</p> <p>引き続き、平成 22 年 8 月には「新キャンパス整備検討委員会」を設置し、特に財政健全性を担保した安定した中長期の資金計画を策定しながら、老朽化やバリアフリー化など喫緊の課題となる施設から 10 年以上の長期計画を要する施設まで、従来のキャンパス整備計画で提案された理念やコンセプト</p>	

		<p>トを基本方針とし、新たな展望のもとで見直しも含めて具体的な検討を行い、キャンパスの整備課題を地区別にまとめた。また、老朽化した第一記念会堂及び屋内プールの移転・新築についても、3つの案に順位を付して提示した。</p> <p>これらの結果を踏まえて、本年5月に『キャンパス整備計画の「あり方」検討委員会』を設置し、半年から1年をかけて本学の資金計画と整合した、短期的なものから中長期的な新たなキャンパス施設整備計画を策定することとした。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 27：キャンパス整備検討委員会答申 新キャンパス整備検討委員会答申書 資料 28：キャンパス施設整備計画の「あり方」検討委員会 設置趣旨</p>		
<p><大学基準協会使用欄></p>		
	<p>検討所見</p>	
	<p>改善状況に対する評価</p>	<p>1 2 3 4 5</p>

No.	種 別	内 容
24	基準項目	施設・設備
	指摘事項	全学的に講義室・演習室・自習室・体育施設（体育館、プール、トレーニング場など）が不足しているため改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>本学の校地・校舎面積は、校地 651,611.23 m²、校舎 328,844.71 m²を保有し、校地・校舎とも大学設置基準面積（校地 182,036 m²、校舎 144,232 m²）を十分に満たしている。七隈キャンパスの同一キャンパス内で9学部・大学院10研究科全ての教育・研究を行っており、講義棟には、講義室 193 室（27,395.33 m²）、演習室 209 室（8,509.86 m²）、学生実習室 138 室（4,506.24 m²）、体育館 7 室（8,536.06 m²）を設置している。（「大学基礎データ」表 36）</p> <p>【自己点検・評価報告書 P69】</p>
	評価後の改善状況	<p>平成 21 年 8 月に 17 号館、18 号館が完成した。七隈キャンパスの同一キャンパス内で9学部・大学院10研究科全ての教育・研究を行っており、講義室・演習室・学生自習室総数 644 室、総面積 46,376,40 m²（平成 19 年 5 月 1 日現在 540 室、40,411,43 m²）となり、大幅に改善された。（「大学基礎データ H23」表 36）</p> <p>特に 17 号館の建設に伴い薬学部、18 号館の建設に伴い理学部については、在籍学生 1 人あたりの面積（m²）が改善されている。（「大学基礎データ H23」表 37）</p> <p>75 周年記念事業の一環として建設を進めていた 2 号館が平成 24 年 2 月に、同年 3 月に新中央図書館棟が完成したことにより、講義室・演習室・学生自習室総数 665 室、総面積 47,529,73 m²となった。（「大学基礎データ H24」表 36）</p> <p>体育施設については、5 月開催の理事会で野球場新築工事基本計画書が承認され、平成 25 年 12 月の竣工に向け準備を進めている。老朽化した第一記念会堂（体育館）や屋内プールについても移転・新築に向けた検討を行っている。</p>

	<p>今後も、特定の時間、特定の教室への授業の集中を緩和するため、視聴覚教室等、教室の設備の充実を図るとともに、教室使用情報の周知に努め、効率的な利用を徹底する。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 資料 29：「大学基礎データ H23～H24」（表 36） 資料 30：「大学基礎データ H23」（表 37）</p>	
<p>< 大学基準協会使用欄 ></p>	
<p>検討所見</p>	
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1 2 3 4 5</p>

No.	種 別	内 容
25	基準項目	施設・設備
	指摘事項	スポーツ科学部の研究スペース（教員研究室、実験室など）は平均 15 m ² であり、他の学部に比べて著しく狭く、対策を講じる必要がある。
	評価当時の状況	建物の構造上、面積が限られており研究スペースを広げることは出来ない状況であった。
	評価後の改善状況	<p>施設・設備については、財政健全性を担保した安定した中長期の資金計画を策定しながら、『キャンパス施設整備計画の「あり方」検討委員会』で検討を進めていく。</p> <p>スポーツ科学部では、研究スペースについて当学部の施設構想委員会で検討し構想を策定したが、早急に新たな建物の建設は難しいため、当面は実験室や院生研究室、倉庫の一部を改修するなどして研究スペースを確保することを検討している。</p>
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
	資料 28：キャンパス施設整備計画の「あり方」検討委員会 設置趣旨	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5	

No.	種 別	内 容
26	基準項目	点検・評価
	指摘事項	大学の中長期目標を具体的に定め、これに向かって年度ごとの短期目標を設定し、その到達度を自己点検・評価して、改善を進める仕組みが構築されていないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>「福岡大学自己点検・評価規程」に基づき設置する委員会等の組織は、学長を議長として各組織の長をもって構成する運営委員会の下に部門ごとに実施委員会を置くなど、全組織が有機的に参加するよう組織化されている。また、同規程に定められた評価項目についても本学の教育研究活動等が網羅されているなど、本制度は恒常的な点検評価による改善機能を整備していると評価できる。</p> <p>しかし、各実施委員会の運営は各組織に委ねられており、その活動内容、運営方法は各委員会によって異なっているのが実情である。また、委員会の構成員は各組織の運営に主体的に関わりあう教務委員などいわゆる組織の執行部が中心であり、点検・評価を踏まえた改善・改革への理解・取り組みが必ずしも全構成員に周知徹底されているとは言いがたい。また、大学院については、今後独自の自己点検・評価規程を定めるなど点検・評価制度の充実が望まれる。【自己点検・評価報告書 P162】</p>
	評価後の改善状況	<p>毎年度作成する事業計画書の冒頭に長期的な目標を掲げ、その目標に沿って、教育、研究、医学・医療、国際化、社会貢献、情報化、組織運営、キャンパス整備、財政、広報の 10 の分野にわたる基本方針を定めている。その基本方針に基づいて作成された各部門の翌年度事業計画をもとに、法人全体の事業計画の素案をまとめ、それぞれの担当副学長を議長とした学部・大学院教育部門連絡会議、研究情報部門連絡会議、医学医療・健康部門連絡会議、財政・事業部門連絡会議での審議を経て企画運営会議で事業計画案を策定する。その審議過程で、各部門の当年度事業計画の進捗状況の評価を行い、法人全</p>

		<p>体の事業計画案に反映している。事業報告についても、各部門に最終報告を提出させ、上記部門別連絡会議で確認のうえ関係会議で審議、5月の理事会にて正式に承認となる。</p> <p>また、自己点検・評価運営委員会で、PDCAサイクルによる改善が実現する体制の構築を全学部・研究科に依頼し、体制づくりに向けた検討を進めている。大学全体では、本学の中長期の目標や政策・戦略のための計画案づくりに取り組むことのできる新たな教職協働型部局を構想するため、本年5月に『教職協働型政策・戦略部局の「あり方」検討委員会』を設置し、半年から1年を目途に委員会としての結論を出すことにしている。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度学校法人福岡大学 事業計画 http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/reporting/pdf/H24plan.pdf ・平成23年度学校法人福岡大学 事業報告 http://www.fukuoka-u.ac.jp/disclosure/reporting/pdf/H23report.pdf <p>資料31：教職協働型政策・戦略部局の「あり方」検討委員会設置趣旨</p>					
<p><大学基準協会使用欄></p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

2. 勧告について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	教員組織
	指摘事項	人文科学研究科史学専攻博士課程後期では2名、同研究科日本語日本文学専攻博士課程後期では2名、同研究科独語学独文学専攻博士課程後期では1名、経済学研究科経済学専攻博士課程後期では5名大学院設置基準上必要な専任教員数を下回っているのは是正されたい。
	評価当時の状況	上記について担当教員の退職によって大学設置基準の定員数（後期課程の研究指導担当者等）を満たしていない専攻があり、補充人事が進んでいなかった。
	評価後の改善状況	<p>大学基準協会からの指摘を受け、直ちに両研究科に大学院設置基準の教員数を満たす措置を講ずるよう要請した。両研究科では緊急に欠員補充のための資格審査を行い、平成21年9月に大学院教育職員資格審査委員会および大学院委員会でこれを承認し問題を解消した。その後、毎年大学院委員会で全ての研究科の教員数を確認するなど大学院設置基準を下回ることがないように十分な注意を払い計画的な人事を進めていくこととした。なお、平成24年度初めに独語学独文学専攻で一時的に設置基準を下回る事態が生じたが速やかに対処し、現在は設置基準を満たしている。</p> <p>各研究科における改善状況は以下のとおりである。</p> <p>(人文科学研究科)</p> <p>迅速かつ厳密な資格審査を行ったうえで、上記のすべての欠員を補充することができた。</p> <p>平成23年度末に人文科学研究科独語学独文学専攻において新たに後期課程研究指導担当者に欠員が生じた(選択退職制度履行)ため、迅速かつ厳密な資格審査の上、平成24年5月15日付で研究指導担当者及び研究指導補助教員各1名を補充した。</p> <p>(経済学研究科)</p>

	平成 21 年 9 月に、研究指導教員は定員の 5 名になった。研究指導補助教員の定員も充足している。				
改善状況を示す具体的な根拠・データ等					
資料 32 : 「大学基礎データ H22～H24」 (表 19-3)					
資料 33 : 大学院専攻別教員数 博士課程後期 (平成 24 年 5 月 15 日現在)					
< 大学基準協会使用欄 >					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5